

令和7年5月15日（木）午後2時より
台東区役所 10 階 1001・1002 会議室

令和7年度 第1回 台東区防災会議 次 第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 報 告
 - (1) 令和6年度実施事業について
 - (2) 令和7年度実施予定事業について
 - (3) 地域防災計画の修正について
- 5 閉 会

【配布資料】

- | | |
|-----------|-----------------------|
| ○ 資料1 | 台東区防災会議委員名簿 |
| ○ 資料2 | 令和6年度実施事業・防災の取り組みについて |
| ○ 資料2 別紙1 | 台東区災害時備蓄物資等整備指針 |
| ○ 資料2 別紙2 | 台東区災害時備蓄物資等整備指針 付録 |
| ○ 資料3 | 令和7年度実施予定事業について |
| ○ 資料3 別紙1 | 避難支援の手引き |
| ○ 資料3 別紙2 | 地区防災計画の狙い |

東京都台東区防災会議委員名簿

令和7年4月1日現在

	区分	台東区防災会議条例	役名	職 名	氏 名
1	区長	会長（第3条第2項）	会長	台東区長	服部 征夫
2	自衛隊	陸上自衛隊第1師団の隊員のうちから区長が任命する者（第3条第5項第2号に定める委員）	委員	陸上自衛隊 第1師団 第1普通科連隊 第5中隊長	山崎 幸将
3	都職員	東京都の知事の部内の職員のうちから区長が任命する者（第3条第5項第3号に定める委員）	委員	東京都建設局 第六建設事務所長	萩原 功夫
4			委員	東京都水道局 中央支所長	宮内 和宏
5			委員	東京都下水道局 北部下水道事務所長	古澤 正彦
6			委員	東京都交通局 門前仲町駅務管区長	古谷 真丈
7	警視庁	警視庁の警察官のうちから区長が任命する者（第3条第5項第4号に定める委員）	委員	警視庁 第六方面本部長	中村 一彦
8			委員	警視庁 上野警察署長	坂井 明德
9			委員	警視庁 下谷警察署長	藪中 昭広
10			委員	警視庁 浅草警察署長	本吉 順平
11			委員	警視庁 蔵前警察署長	河野 雅明
12	区職員	区長がその部内の職員のうちから指名する者（第3条第5項第5号に定める委員）	委員	副区長	野村 武治
13			委員	技監	赤星 健太郎
14			委員	企画財政部長	関井 隆人
15			委員	総務部長	小川 信彦
16			委員	危機管理室長	杉光 邦彦
17			委員	区民部長	前田 幹生
18			委員	文化産業観光部長	上野 守代
19			委員	福祉部長	三瓶 共洋
20			委員	健康部長	水田 渉子
21			委員	環境清掃部長	遠藤 成之
22			委員	都市づくり部長	寺田 茂
23			委員	教育委員会事務局次長	佐々木 洋人
24			委員	議会事務局長	鈴木 慎也
25	教育長	区教育委員会の教育長（第3条第5項第6号に定める委員）	委員	教育長	佐藤 徳久

	区分	台東区防災会議条例	役名	職 名	氏 名
26	消防庁	東京消防庁の消防吏員のうちから区長が任命する者（第3条第5項第7号に定める委員）	委員	東京消防庁 第六消防方面本部長	山崎 純一
27			委員	上野消防署長	内藤 一宏
28			委員	浅草消防署長	関 政幸
29			委員	日本堤消防署長	笹岡 一弥
30	消防団	消防団長で区長が任命する者 （第3条第5項第8号に定める委員）	委員	上野消防団長	佐藤 明人
31			委員	浅草消防団長	桒田 賢二
32			委員	日本堤消防団長	榎 一郎
33	指定公共機関	指定公共機関若しくは指定地方公共機関の役員 若しくは職員又は区内公共的団体の役員のうち から区長が任命する者 （第3条第5項第9号に定める委員）	委員	日本郵便株式会社 上野郵便局長	杉本 知己
34			委員	東日本旅客鉄道株式会社 上野駅長	齊藤 裕司
35			委員	東日本電信電話株式会社 東京東支店長	畑中 直子
36			委員	東京電力パワーグリッド株式会社 上野支社長	中島 宏幸
37			委員	東京ガス株式会社 東京東支店長	天野 純子
38			委員	首都高速道路株式会社 東京西局 副局長	佐伯 一二
39	指定地方公共機関		委員	東武鉄道株式会社 浅草駅管区長	堀江 通永
40			委員	京成電鉄株式会社 京成上野駅長	岩井 衛
41			委員	東京地下鉄株式会社 上野駅務管区長	野口 豊
42			委員	首都圏新都市鉄道株式会社 運輸部秋葉原駅務管理所長	及川 敦司
43	区内公共的団体		委員	台東区町会連合会会長	政木 喜三郎
44			委員	一般社団法人 下谷医師会会長	田村 順二
45			委員	公益社団法人 浅草医師会会長	堀 浩一朗
46			委員	公益社団法人 東京都台東区歯科医師会会長	山口 幸一
47			委員	公益社団法人 浅草歯科医師会会長	鬼久保 至彦
48			委員	一般社団法人 下谷薬剤師会会長	三浦 啓一
49			委員	一般社団法人 浅草薬剤師会会長	高橋 正也

令和 6 年度実施事業・防災の取り組みについて

1 備蓄品の充実

(1) 備蓄指針の策定について

家庭等による自助の備蓄や町会などの共助の備蓄の促進を基本として、区が備蓄する食料や生活必需品等の品目や備蓄数量の考え方などを示すとともに、区内防災備蓄倉庫の役割や効率的な輸送体制等について取りまとめた。

※詳細は資料 2 別紙 1～2 を参照。

【資料 2 別紙 1】_台東区災害時備蓄物資等整備指針

【資料 2 別紙 2】_台東区災害時備蓄物資等整備指針 付録

(2) 能登半島地震を踏まえた対応について

令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震を受けて、緊急防災対策として備蓄品の拡充を図った。大震災はいつ発生するか分からないことから、避難所の環境向上対策として、排便袋や間仕切り等の防災備蓄品を各防災備蓄倉庫に配備した。

【拡充備蓄品】

避難所用間仕切り	蓄電池	排便袋
子供用おむつ	授乳服セット	哺乳瓶乳首
薬用洗口液	カセットコンロ	カセットガス
防犯ブザー		

2 区の初動対応力の向上 総合防災訓練の実施

総合防災訓練は、地震発生時における区民と地域の防災行動力の向上及び区と防災関係機関の協力・連携体制の強化を図ることを目的としている。令和 6 年度からは、新たに台東区災害対策職員行動マニュアル等に基づいた災対各部訓練を実施した。

(1) 第 1 部

- ①防災機関等との情報連絡訓練（警察・消防・自衛隊・交通機関等）
- ②避難所運営訓練（4 か所の避難所で実施）
- ③ドローン、スターリンク（衛星通信）を活用した情報収集訓練（墨田区）

(2) 第 2 部

- ①災対健康部による応急対応訓練（災対健康部本部の開設訓練等を実施）
- ②災対都市づくり部による応急対応訓練（道路等の被害状況把握のための巡回を実施）

3 地域防災力の向上

(1) 避難所運営キットの配備

区では平成30年度から、区内の避難所に避難所運営キットの配備を開始し、令和6年度には、全避難所への配備が完了した。今後、避難所運営キットを活用した避難所運営訓練を実施するとともに、その内容を調整していく。

(2) 防災指導者講習会の開催回数の増加について

本講習会は、区民の防災行動力向上を図るため、町会長や町会の防災・防火担当者等を対象に実施している。令和6年度からは、区の出組を周知し、かつ町会からの意見聴取の機会を増やすため、開催回数を例年の1回から、2回（前期・後期）へ増加させた。

【前期】

実施日：令和6年6月29日（土）

場 所：台東区役所 10階会議室

内 容：①地区防災計画の紹介 ②一時集合場所の手引き（案）

【後期】

実施日：令和6年12月7日（土）

場 所：防災体験学習施設「そなエリア」

内 容：施設内にある被災体験の実施

台東区災害時備蓄物資等整備指針

令和7年3月

台東区

目次

第一章 本指針について	1
1. はじめに	1
2. 本指針と SDGs の関係	2
第2章 基本的な考え方	3
1. 基本的な考え方	3
2. 想定地震	3
3. 区内備蓄物資の供給対象者について	4
(1) 供給対象者	4
(2) 避難所避難者数及び供給食料数の推移	4
4. 防災備蓄の区分	4
(1) 公的備蓄	4
(2) 家庭内備蓄	5
(3) 事業所備蓄	5
第3章 公的備蓄	6
1. 集中管理分備蓄、分散管理分備蓄	6
(1) 集中管理分備蓄	6
(2) 分散管理分備蓄	6
(3) 備蓄の品目	6
2. 二次避難所管理分備蓄	8
3. 帰宅困難者対策施設管理分備蓄	8
(1) 帰宅困難者用目標備蓄数	8
(2) 帰宅困難者対策備蓄の主な品目	8
(3) 備蓄物資の見直しについて	9
4. 区職員用事業所備蓄	9
5. 流通物資	10
第4章 家庭内備蓄	11
1. 食料・飲料水	11
2. 生活関連用品	11

第5章 事業所備蓄	13
第6章 防災備蓄倉庫	14
1. 備蓄倉庫について	14
(1) 拠点防災備蓄倉庫	14
(2) 集積防災備蓄倉庫	14
(3) 避難所防災備蓄倉庫	14
(4) 二次避難所防災備蓄倉庫	15
(5) 帰宅困難者対策防災備蓄倉庫	15
(6) 広域防災備蓄倉庫	15
2. 倉庫所在地等	15
3. エリア別防災拠点備蓄倉庫、避難所相関図	17
第7章 支援物資等輸送	19
1. 支援物資	19
2. 地域内輸送拠点	20
3. 地域内輸送拠点と拠点防災備蓄倉庫と各避難所間の輸送体制	20
4. 物資輸送協定	21
第8章 災害備蓄物資の管理	22
1. 備蓄物資の入替について	22
(1) 食料品・医療品・衛生用品・生活用品	22
(2) 資器材	22
2. フードロス対策について	22
3. 備蓄物資の見直し等について	22
(1) 物資の適正配置について	22
(2) 令和7年1月内閣府公表「災害用物資・資機材等の備蓄状況調査」結果について	22
4. その他	23
(1) デジタル化の推進	23
(2) 避難所運営委員会との連携	23

第一章 本指針について

1. はじめに

『災害備蓄は、生命(いのち)をつなぐ大切な存在である』

本区では、地震等の大規模災害に備えて、飲料水、食料、日常生活用品等の物資を計画的に備蓄しています。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、甚大な人的、物的被害が発生しました。また、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断され、道路や鉄道等も大きな被害を受けたことから、流通機能が停滞し、被災地では、避難所等への物資輸送の困難性など、需要と供給に係る様々な課題が浮き彫りとなりました。

『災害備蓄は、生命(いのち)をつなぐ大切な存在である』ことの重要性を鑑み、本区の備蓄に関する基本的な事項を整理した「台東区災害時備蓄物資等整備指針」を策定いたしました。

本指針では、令和6年7月に修正した本区の地域防災計画を踏まえ、平常時からの家庭、地域及び事業所での備蓄といった「自助」「共助」の取り組みを基本とし、それらの備蓄を補完するものとして、「公助」による備蓄を行うものとします。

さらに、区の備蓄物資の管理状況などの可視化を図ることにより、備蓄品が「そこに！ある、すぐに！わかる、使える」よう整備を行います。

本指針の策定を契機とし、これまで以上に家庭、地域及び事業所による自主的な備蓄を促進するとともに、本区における公的備蓄の他、連携、協定等に基づく物資供給の強化を図り、さらなる防災力向上に努めていきます。

2. 本指針と SDGs の関係

平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、国連加盟国が平成28年から令和12年までの15年間で達成を目指す国際目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」が位置付けられました。SDGsは、17の目標と169のターゲットで構成されています。

本計画では、備蓄の役割や備蓄の品目・種類、防災備蓄倉庫の役割、支援物資等の輸送体制、備蓄物資の管理方法を示し、公助による備蓄品を確保し、供給するための取組みものであり、SDGsの目標6及び目標11に関連しています。

SDGsの目標6では「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。」としています。また、目標11「包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する。」としています。

本区においても、これらの目標の達成に向けて、本計画の着実な推進を図ってまいります。



第2章 基本的な考え方

1. 基本的な考え方

大規模地震等の発生直後は、交通インフラの寸断等により流通機能が停止し、発災から3日間(72時間)程度は被災地外からの支援物資が届かないことが想定されます。

この間生命(いのち)をつなぎ、避難生活を送るために最低限必要な物資は、各家庭等の自助による備蓄(3日分、できれば7日分)や町会等の共助による備蓄を基本とし、それらの備蓄を補完するものとして、区等の公助による備蓄品の供給を行うものとしします。

この考えに従い、本区では想定している避難者の発災後3日分の食料品を備蓄することを基本とします。

なお、被害想定や社会情勢の変化、新たな課題等が生じた場合には、必要に応じて検討を加え、適宜修正します。

2. 想定地震

東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定報告書 令和4年5月」(以下、「都被害想定」)では、都心南部直下地震(冬の夕方、風速8m/秒)は、首都機能に対して直接的な影響を与えるため、首都直下地震対策をするうえで中心となる地震として位置付けられています。本指針では、都心南部直下地震を想定地震とします。

地震名	都心南部直下地震
震源	東京都23区南部
規模	マグニチュード7.3
震源の深さ	約49km
人口	昼間人口：303,931人 夜間人口：211,444人
時期・時刻	冬・夕方
風速	8m/秒

※「首都直下地震等による東京の被害想定(令和4年5月公表)より」

3. 区内備蓄物資の供給対象者について

(1) 供給対象者

「東京都地域防災計画 震災編(令和5年修正)」では、「区市町村は都と連携して、分散備蓄等により、発災後3日分の備蓄の確保に努める。」、「必要備蓄量の算出に当たっては、都被害想定における当該区市町村の発災から3日目までの最大避難所避難者数(一定数の避難所外避難者を含む※)等を基準とする。」とされていることを踏まえ、台東区における発災から3日目までの避難所避難者(一定数の避難所外避難者を含む)を供給対象者とします。

※「一定数の避難所外避難者を含む」は、阪神・淡路大震災における被害実績を踏まえて、食料を必要とする避難者が避難所避難者の20%相当いると想定

(2) 避難所避難者数及び供給食料数の推移

避難所避難者の発災からピークとなる4日目までの避難者数と、公的備蓄必要者への供給食料数の推移は以下のとおり。

	1日目	2日目	3日目	4日目
避難所避難者数	25,609人	31,621人	37,633人	43,646人
供給食料数※	92,193食	113,836食	135,479食	

※供給食料数＝避難所避難者数×1.2×3食

なお、4日目以降については国、都及び応援市区町村等からの支援物資が見込まれるため、供給食料数は算出しない。

4. 防災備蓄の区分

(1) 公的備蓄

区が計画的に必要な物資を備蓄するものです。

区民に向けた備蓄として「集中管理分備蓄」、「分散管理分備蓄」、「二次避難所管理分備蓄」、来街者に向けた備蓄として「帰宅困難者対策施設管理分備蓄」、区職員に向けた備蓄として「事業所備蓄」があります。

その他民間事業者等との協定に基づき提供される物資として「流通物資」があります。

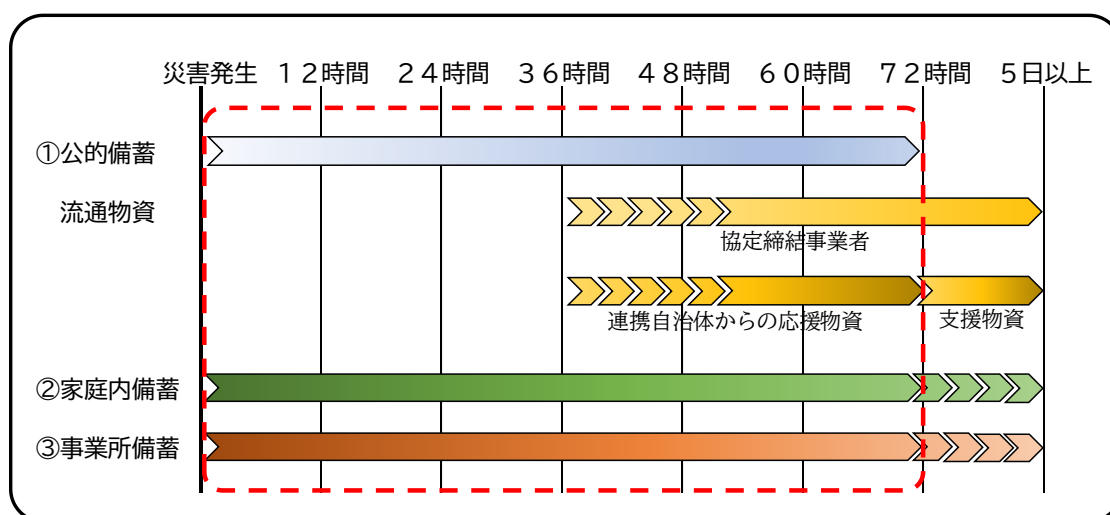
(2) 家庭内備蓄

災害により物流が途絶えた場合に備え、各家庭が食料・飲料、医療品等、必要な物資を（3日分、できれば7日分）備蓄するものです。

(3) 事業所備蓄

災害発生時、企業等の施設内に一定期間待機するため、東京都帰宅困難者対策条例にて「従業員の3日分の食糧等の備蓄についての努力義務を課します。」とされています。

《防災備蓄品区分別対応》



第3章 公的備蓄

1. 集中管理分備蓄、分散管理分備蓄

一次避難所避難者等を対象とした備蓄品を、それぞれの用途や管理方法の違いから、「集中管理分備蓄」と「分散管理分備蓄」に分類します。

(1) 集中管理分備蓄

集中的に管理することが望ましい（分散して管理することの優位性がない）とされる以下の品目を集中管理分備蓄とします。

- ・主に2日目以降避難所で必要となる備蓄品
- ・避難所避難者以外で食料を必要とする区民に対する備蓄品

(2) 分散管理分備蓄

区内で分散して管理することが望ましいとされる以下の品目を分散管理分備蓄とします。

- ・主に発災初日に避難所で必要となる備蓄品

(3) 備蓄の品目

区では、国が示している基本8品目（食料、毛布、乳児用粉ミルクまたは乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品）や避難所生活において必要とされる品目を備蓄しています。

●食料品

おかゆパック	アルファ化米（個食）	ビスケット
玄米スナック	飲料水	粉ミルク
粉ミルク（アレルギー対応）	液体ミルク	豚汁

●医療品

救急箱	医療品箱	担架
簡易担架	四折担架	介護用シーツ

●衛生用品

おしりふき	からだふき	紙おむつ（大人用S）
紙おむつ（大人用M）	紙おむつ（大人用L）	紙おむつ（新生児用）
紙おむつ（子供用S）	紙おむつ（子供用M）	紙おむつ（子供用L）
紙おむつ（子供用ビッグ）	哺乳瓶	乳首セット（S・Y）
哺乳瓶消毒器	ベビー綿棒	乳児用爪切り
赤ちゃん用ワセリン	生理用品（昼用）	生理用品（夜用）
非常用排便収納袋	トイレットペーパー	簡易トイレ
マンホール用トイレ（小）	マンホール用トイレ（大）	マンホール用マルチトイレ
マンホール用クワトロトイレ	自動ラップ式トイレ	消毒液
使い捨てゴム手袋	使い捨てペーパータオル	使い捨てマスク
フェイスシールド	非接触型温度計	薬用洗口液

●生活用品

圧縮マット	毛布	折りたたみベッド
乳児用段ボールコット	授乳服セット	飲料水用水槽
水袋	カセットガス	カセットコンロ
紙コップ	車椅子	ゴミ袋
白杖	パックタオル	木炭
ラップ	筆談ボード	防犯ブザー

●資器材

D級ポンプ	懐中電灯	水電池式ライト
仮設風呂	かまどセット	かまど本体
コンロ（七輪）	煮炊きレンジ	かまど燃料
固形燃料	ガソリン缶詰セット	ガソリン携行缶
軍手	コードリール	浄水器
スタンドパイプセット		

●その他

子供支援おもちゃ	災害時緊急 BOX	運営委員用ベスト
----------	-----------	----------

2. 二次避難所管理分備蓄

介護等心身の状況により特に配慮を要し、一次避難所での避難生活が難しい高齢者・障害者・妊産婦等を受け入れるための福祉施設等を二次避難所として指定しています。二次避難所での避難生活において想定される品目を選定し、備蓄します。

3. 帰宅困難者対策施設管理分備蓄

大規模な震災が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、駅前のターミナルや大規模集客施設などにおいて混乱が想定されます。

都では、平成24年3月30日に「東京都帰宅困難者対策条例」が制定され、救助・救命活動の妨げや、徒歩帰宅中に余震等で二次災害に遭うおそれがあるため、災害発生から72時間はむやみに移動しないことが求められています。そのため事業者は、一斉帰宅抑制や3日間の待機に耐えられるよう3日分の備蓄を行うことが呼びかけられています。

従って本区では、帰宅困難者対策として発災後3日分の備蓄をすることを基本とします。

(1) 帰宅困難者用目標備蓄数

区立施設等における一時滞在施設の収容人数4,349人（令和7年3月現在）の3日分を基本的な目標備蓄数とします。

(2) 帰宅困難者対策備蓄の主な品目

●食料品

アルファ化米	ビスケット	飲料水
--------	-------	-----

●医療品

救急箱	折りたたみ式担架
-----	----------

●衛生用品

消毒液	使い捨てマスク
-----	---------

●生活用品

圧縮マット	アルミブランケット	紙コップ
-------	-----------	------

(3) 備蓄物資の見直しについて

今後、都や他自治体の動向を踏まえ、粉ミルクやおむつなどの要配慮者向け物資の拡充及び見直しを検討します。

4. 区職員用事業所備蓄

東京都帰宅困難者対策条例に基づき、区職員が発災時に区施設内に一定期間待機、もしくは通常業務や災害対策業務を行うため、3日分の食料を備蓄します。

その他、災害対策業務に必要な備品、資器材も備蓄します。

5. 流通物資

民間事業者等とあらかじめ協定等を結び、発災時に相手方から調達する物資のことで、公的備蓄と同様に取り扱います。

本区では以下のとおり、発災時に様々な物資調達をすることを目的とし、多くの団体や企業と協定を締結しています。

協定名	相手方	内容
災害時における応急物資の調達に関する協定	株式会社松坂屋東京上野支店	応急物資の調達
	株式会社松屋浅草支店	
	株式会社いなげや入谷店	
	株式会社ぱぱす	
	株式会社ココスナカムラ	
災害時における物資の供給に関する協定	コーナン商事株式会社	
災害時における米穀供給に関する協定	東京都米穀小売商業組合台東支部	米穀の確保と優先供給
災害時における公衆浴場井戸の使用に関する協定	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合台東支部	生活用水及び飲料水の確保
災害時における段ボール製簡易ベッド等の調達に関する協定書	興亜紙業株式会社	段ボールベッド等の確保
災害時における畳の提供に関する協定書	「5日で5000枚の約束」プロジェクト実行委員会	畳の提供
簡易間仕切りシステムの供給に関する協定書	NP0 ボランティア・アーキテクト・ネットワーク	簡易間仕切りシステムの供給
災害時における石油等の供給に関する協定	東京都石油商業組合台東墨田支部 上野、浅草、蔵前ブロック	燃料や石油類の供給

第4章 家庭内備蓄

平常時から在宅避難を想定して、防災用品を準備するとともに、日用品や日頃から食べている食品を少し多めに購入し、使った分だけ補充する「ローリングストック法」等、家庭内で防災を意識できるよう、備蓄をすることが重要です。

【家庭内備蓄のポイント】

1	長期保存に耐えられるものであり、保存期限を確認しながら日常生活で利用することで常に備蓄がある状態にできるもの（ローリングストック法）。
2	そのまま食べられるか、お湯（または水）を加える程度の簡単な調理で、手間のかからないもの。
3	常温で保管でき、持ち運びが便利なもの。
4	必要最低限のエネルギーや栄養を補給できるもの。
5	乳幼児、高齢者、アレルギーなど、各家庭の状況に応じたもの。

1. 食料・飲料水

分類	品目
主食	米、餅、長期保存パック食品（白米・五目ごはん・おかゆ） 乾麺（ラーメン、そば、うどん、パスタ） など
主菜	缶詰・瓶詰（肉・魚類）、レトルト食品 など
副菜	インスタント味噌汁 など
飲料	ミネラルウォーター（1人1日3ℓ）、スポーツ飲料 野菜ジュース、スープ缶詰、お茶類（ペット・缶） など
調味料	砂糖、塩、しょうゆ、みそ、ソース、コンソメ など
その他	補助栄養食品（ゼリー飲料、バランス栄養食品） お菓子、缶詰（果物）、健康飲料粉末 など

2. 生活関連用品

発災直後から可能な限り安定した避難生活を送るためには、家族構成などに応じて予め必要なものを用意することが大切です。また、最低限必要な物品は日ごろからすぐに持ち出せるよう、取り出しやすい場所に保管しておくことが望ましいです。

●生活必需品

分類	品目
生活用品	ティッシュペーパー、トイレットペーパー、軍手、ビニール袋、ラップ、アルミホイル など
衛生用品	救急箱、マスク、常備薬、処方箋、除菌ウェットティッシュ、使い捨てコンタクトレンズ、口腔ケア用品、タオル など
食器等	割り箸、紙コップ、紙皿、鍋、ラップ など
トイレ用品	携帯トイレ（1人1日5枚を目安）、汚物処理袋、脱臭剤、凝固剤、厚手のゴミ袋 など

●女性用品・乳幼児用品・高齢者用品・ペット用品

分類	品目
女性用品	生理用品、基礎化粧品 など
乳幼児用品	粉ミルク、液体ミルク、アレルギー対応離乳食 おしりふき、おむつ、使い捨て哺乳瓶 など
高齢者用品	入れ歯洗浄剤、おむつ、補聴器、老眼鏡、おかゆ など
ペット用品	ペットフード、ペット用首輪、リード、ペット用ケージ、 ペット用のトイレ用品、ペット用食器 など

●災害に備えて準備し、定期的に使用確認等を行うもの

分類	品目
照明器具	懐中電灯、LEDランタン、ヘッドライト など
生活用品	カセットコンロ、携帯ラジオ、携帯電話充電器、 など
燃料類	カセットボンベ、乾電池 など
その他	給水袋、ポータブルストーブ、使い捨てカイロ、クーラーボックス、レインコート、万能ナイフ、リュックサック など

第5章 事業所備蓄

企業、施設管理者等は、災害発生時において来場者または従業員等の安全確保を第一に取り組むとともに、一斉帰宅を抑制するほか事業継続を行うために必要な備蓄を行う必要があります。

そこで、3日間程度の食料の備蓄を確保し、可能であれば帰宅等の安全が確保できるまでの間、従業員等を待機させる対策をとります。

また、定期的な防災訓練等において備蓄食料を使用することにより、定期的な更新を図るとともに、従業員等の防災意識の醸成を図る必要があります。

【事業所備蓄の例】

分類	品目
資機材等	ラジオ、ヘルメット、懐中電灯、乾電池、救急箱、発電機、投光器、防水シート、テント、ポリタンク など
生活必需品	ティッシュペーパー、トイレットペーパー、ウエットティッシュ、使い捨てカイロ、毛布、ゴミ袋 など
食料品	ミネラルウォーター、長期保存パック食品（白米・五目ごはん・おかゆ）、缶詰、カップ麺、フリーズドライ食品（野菜・果物）など

第6章 防災備蓄倉庫

都心部に位置する本区の各施設では、空間利用の優先度から確保できる備蓄倉庫のスペースに限りがあります。各施設で使用する備蓄品は全てその施設内に備蓄することが望ましいですが、全ての備蓄倉庫に保管できない現状にあります。そのため、本区では避難所での備蓄をエリア単位で管理します。

1. 備蓄倉庫について

(1) 拠点防災備蓄倉庫

区内を6エリアに分け、各エリア内で最も利便性の高い倉庫をエリアの拠点防災備蓄倉庫とし、エリアの公的備蓄を担う拠点として運用します。

拠点防災備蓄倉庫には、公的備蓄の内、以下の備蓄品を備蓄します。

- ・2日目以降避難所で必要となる備蓄品、及び避難所避難者以外で食料を必要とする区民に対する備蓄品（集中管理分備蓄）
- ・避難所防災備蓄倉庫の規模により、保管できない発災初日に避難所で必要となる備蓄品（分散管理分備蓄）
- ・二次避難所防災備蓄倉庫の規模により、保管できない二次避難所管理分備蓄

(2) 集積防災備蓄倉庫

各エリアにある拠点防災備蓄倉庫を除き、区が管理する防災備蓄倉庫を「集積防災備蓄倉庫」とし、各拠点防災備蓄倉庫を補完する倉庫として運用します。

集積防災備蓄倉庫には、公的備蓄の内、以下の備蓄品を備蓄します。

- ・拠点防災備蓄倉庫の規模等により、保管できない備蓄品
- ・備蓄品の輸送効率を考慮し、拠点防災備蓄倉庫より集積防災備蓄倉庫に備蓄することが望ましいとされる備蓄品
- ・区職員用事業所備蓄

(3) 避難所防災備蓄倉庫

各避難所施設及びその付近に整備した倉庫を避難所防災備蓄倉庫とし、発災初日から避難所で必要となる備蓄品（分散管理分備蓄）を備蓄します。

(4) 二次避難所防災備蓄倉庫

各二次避難所施設に整備した倉庫を二次避難所防災備蓄倉庫とし、二次避難所で必要となる備蓄品（二次避難所管理分備蓄）を備蓄します。

(5) 帰宅困難者対策防災備蓄倉庫

台東区一時滞在候補施設の他、区内一部倉庫を帰宅困難者対策防災備蓄倉庫とし、帰宅困難者対策施設管理分備蓄を備蓄します。

(6) 広域防災備蓄倉庫

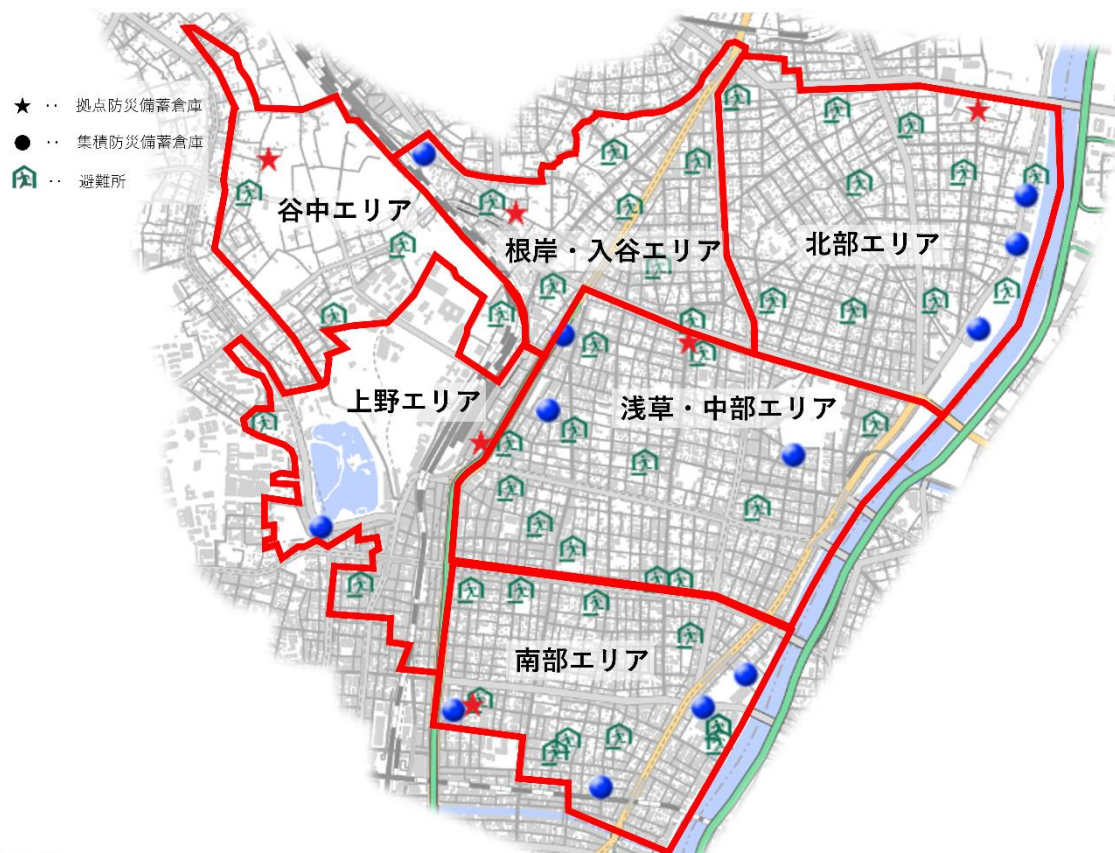
大規模災害におけるリスクの分散化等を図るため、新たに広域防災備蓄倉庫を整備し、食料品等の備蓄に努めます。また、本区が姉妹・友好都市等からの支援物資を一時的に受け入れる「一時受入拠点」とし、輸送力の向上を図ります。

2. 倉庫所在地等

区分	倉庫名称 ※()内は一時移転先を指す	住所	倉庫名称 ※()内は一時移転先を指す	住所
拠点防災備蓄倉庫	清川清掃車庫	清川 2-24-26	台東複合施設	台東 1-25-5
	上野 7丁目倉庫	上野 7-4-5	生涯学習センター	西浅草 3-25-16
	防災広場根岸の里	根岸 3-12	谷中防災コミュニティセンター	谷中 5-6-5
集積防災備蓄倉庫	浅草公会堂	浅草 1-38-6	台東保健所	東上野 4-22-8
	北上野 1丁目防災備蓄倉庫	北上野 1-11-6	オーケーストア橋場店	橋場 1-1-15
	上野地区センター	池之端 1-1-12	河川敷倉庫	蔵前 2-9-8
	台東寮	台東 1-11-10	蔵前 JP テラス	蔵前 1-3-25
	山谷堀広場	浅草 7-1-22	防災用根岸職員住宅	根岸 2-20-9
	ヒューリック浅草橋ビル	浅草橋 1-22-16	コーナン PRO 浅草店	今戸 2-26-10
避難所防災備蓄倉庫	旧下谷小学校 (東上野 5丁目)	東上野 4-7-9 (東上野 5-14)	石浜小学校	清川 1-14-21
	旧坂本小学校 (忍岡中学校)	下谷 1-12-8 (上野公園 18-20)	蔵前小学校	蔵前 4-19-11
	旧柳北小学校	浅草橋 5-1-35	御徒町台東中学校	台東 4-13-16
	たなか多目的センター	日本堤 2-25-4	忍岡中学校	上野公園 18-20
	台東区中小企業振興センター	小島 2-9-10	駒形中学校	北上野 2-15-1
	竜泉福祉センター	竜泉 2-10-6	柏葉中学校	下谷 3-1-29

区分	倉庫名称 ※()内は一時移転先を指す	住所	倉庫名称 ※()内は一時移転先を指す	住所
避難所防災備蓄倉庫	平成小学校	台東4-21-15	上野中学校	上野桜木1-14-55
	忍岡小学校	池之端2-1-22	浅草中学校	蔵前1-3-4
	根岸小学校	根岸3-9-8	桜橋中学校	今戸2-1-8
	大正小学校	入谷2-23-8	都立白鷗中学校	元浅草3-12-12
	黒門小学校	上野1-16-20	都立上野高校	上野公園10-14
	金曽木小学校	根岸4-16-22	都立忍岡高校	浅草橋5-1-24
	東泉小学校	三ノ輪1-23-9	都立浅草高校	今戸1-8-13
	谷中小学校	谷中2-9-16	都立蔵前工科高校	蔵前1-3-57
	台東育英小学校	浅草橋2-26-8	都立白鷗高校	元浅草1-6-22
	田原小学校	雷門1-5-14	ことぶきこども園	寿1-10-9
	松葉小学校	松が谷1-13-16	福祉プラザ台東清峰会	清川2-14-7
	金竜小学校	千束1-9-9	産業研修センター	橋場1-36-2
	上野小学校	東上野6-16-8	東上野区民館	東上野3-24-6
	浅草小学校	花川戸1-14-15	老人福祉センター	東上野2-25-14
	千束小学校	浅草4-24-11	台東一丁目区民館	台東1-25-5
	富士小学校	浅草4-48-9	生涯学習センター	西浅草3-25-16
	東浅草小学校	東浅草2-27-19		
二次避難所防災備蓄倉庫	特別養護老人ホーム浅草	浅草4-26-2	ケアハウス松が谷	松が谷4-4-3
	特別養護老人ホーム谷中	谷中2-17-20	老人保健施設千束	千束3-20-5
	特別養護老人ホーム竜泉	竜泉2-10-6	フレスコ浅草	浅草5-33-7
	特別養護老人ホーム台東	台東1-25-5	橋場すみれ園	橋場1-10
	福祉プラザ台東清峰会	清川2-14-7	サナサンテ入谷	竜泉1-19-7
	松が谷福祉会館	松が谷1-4-12	とりこえ助産院	鳥越2-12-2
帰宅困難者防災備蓄倉庫	根岸社会教育館	根岸5-18-13	雷門地下駐車場	雷門2-18先
	小島社会教育館	小島1-5-2	TX浅草駅	西浅草3-1-11
	台東区役所	東上野4-5-6	台東区民会館	花川戸2-6-5
	浅草文化観光センター	雷門2-18-9	浅草公会堂	浅草1-38-6
	台東リバーサイドスポーツセンター	今戸1-1-10	上野中央地下駐車場	上野2-13先
	上野イーストタワー	東上野2-16-1		
広域防災備蓄倉庫		筑西市広域防災備蓄倉庫		茨城県筑西市下中山818

3. エリア別防災拠点備蓄倉庫、避難所相関図



エリア名	拠点防災備蓄倉庫	集積防災備蓄倉庫	避難所		
上野エリア	上野7丁目倉庫	上野地区センター	忍岡小学校	黒門小学校	
根岸・入谷 エリア	防災広場根岸の里	防災用根岸職員住宅	根岸小学校	柏葉中学校	金曽木小学校
			竜泉福祉センター	大正小学校	金竜小学校
			旧坂本小学校※		
谷中エリア	谷中防災コミュニテ ィセンター		谷中小学校	上野高校	上野中学校
			忍岡中学校※		
南部エリア	台東複合施設	台東寮	御徒町台東中学校	平成小学校	台東区中小企業振 興センター
		蔵前JPテラス	蔵前小学校	台東一丁目区民館	忍岡高等学校
		ヒューリック浅草橋ビル	柳北スポーツプラザ	台東育英小学校	浅草中学校
		河川敷倉庫	蔵前工科高等学校		

※旧坂本小学校跡地の新たな活用が実施されるまでの間、根岸・入谷エリアの旧坂本小学校は谷中エリアの忍岡中学校

に避難所を変更しているため、防災備蓄に関する考え方もそれに準ずるものとする。

エリア名	拠点防災備蓄倉庫	集積防災備蓄倉庫	避難所防災備蓄倉庫		
浅草・中部 エリア	生涯学習センター	北上野一丁目倉庫	生涯学習センター	駒形中学校	旧下谷小学校
		台東保健所	上野小学校	松葉小学校	浅草小学校
		浅草公会堂	東上野区民館	台東区老人福祉センター	白鷗高等学校
			白鷗高校附属中学校	ことぶきこども園	田原小学校
北部エリア	清川清掃車庫	オーケーストア橋場店	東泉小学校	たなか多目的センター	福祉プラザ台東清峰会
		コーナン PRO 浅草店	東浅草小学校	石浜小学校	産業研修センター
		山谷堀広場	千束小学校	富士小学校	浅草高等学校
			桜橋中学校		

第7章 支援物資等輸送

過去の災害では、被災地域まで支援物資等が届いているにも関わらず、各避難所に配送する手段がないため、避難者へ物資が行き届かない事案が多数発生しました。

特に輸送拠点から各避難所等までの「ラストワンマイル」の物資配送の重要性を踏まえ、国や都、他自治体等とも連携・協力して、速やかに支援物資を受入、配送できる体制の整備を図ります。

1. 支援物資

本区は発災後の備蓄物資の提供に加えて、支援物資の拠点を設置し、国、都及び応援市区町村等からのプッシュ型支援による物資の受入体制を整えています。

自治体協定締結一覧

協定名	相手方	内容
台東区及び墨田区防災相互協定	墨田区	防災業務に関する相互協力
特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定	23区	災害時の相互協力及び相互支援
台東区と姉妹・友好都市との災害時相互応援協定	宮城県大崎市 長野県諏訪市 栃木県日光市 福島県南会津町 福島県会津美里町 大分県豊後大野市	
台東区と村山市との災害時相互応援協定書	山形県村山市	
台東区と鹿追町との災害時相互応援協定書	北海道鹿追町	
台東区と筑西市との災害時相互応援協定書	茨城県筑西市	
台東区と長浜市との災害時相互応援協定書	滋賀県長浜市	
東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書	東京都、都内区市町村	

2. 地域内輸送拠点

大規模災害が発生した場合、国、都及び応援市区町村等からの支援物資や協定事業者からの調達物資等が台東区に輸送されます。

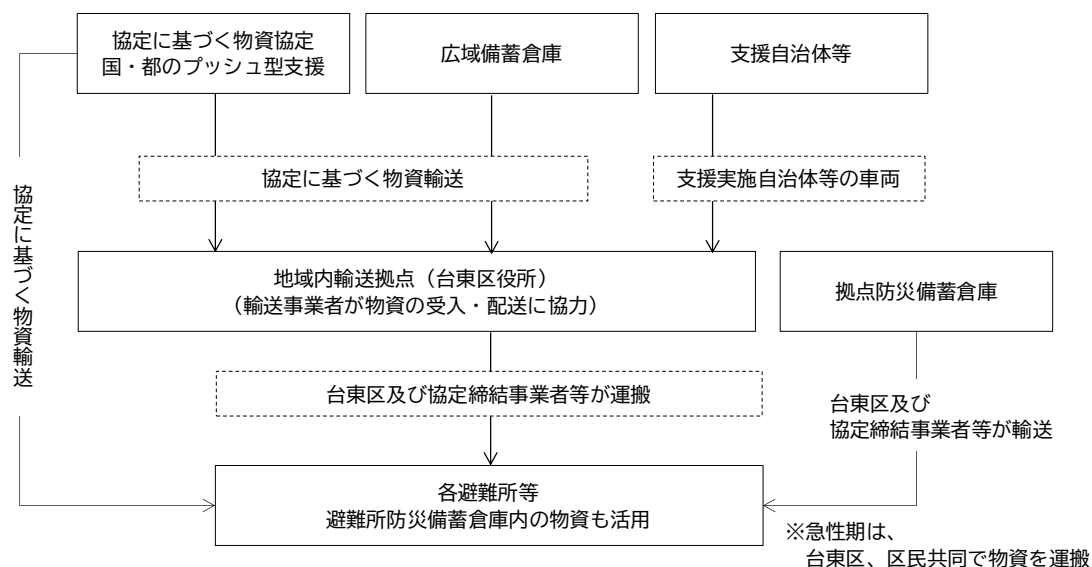
本区では、区地域防災計画において、災害時に支援物資を受入れ、各避難所へ円滑に輸送するための地域内輸送拠点を「台東区役所」と指定しています。

【地域内輸送拠点】

台東区役所

東京都台東区東上野4丁目5番6号

3. 地域内輸送拠点と拠点防災備蓄倉庫と各避難所間の輸送体制



4. 物資輸送協定

専門的技術を有する団体等に対して、輸送車両等の確保と地域内輸送拠点運営支援の協力を要請します。

災害時における物流業務等の協力に関する協定	
相手方	東京都トラック協会台東支部
協定内容	物資輸送、物資受入・荷役・仕分け・出庫、資機材・車両供給、物流コーディネート派遣

災害時における軽自動車緊急輸送業務に関する協定	
相手方	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城東支部
協定内容	災害時緊急輸送業務

災害時における台東区と郵便事業株式会社との相互協力に関する覚書	
相手方	郵便事業株式会社 上野支店、浅草支店
協定内容	緊急連絡用車両の貸与、施設及び用地を避難所・物資集積場所等としての一時貸与 など

災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	
相手方	佐川急便株式会社
協定内容	支援物資配送計画策定及び配送、支援物資ニーズ収集 荷役作業及び人員確保・資機材の提供、物資集積拠点の設置など

第8章 災害備蓄物資の管理

1. 備蓄物資の入替について

(1) 食料品・医療品・衛生用品・生活用品

各品目の保管期限に基づき、計画的に入れ替えを実施しています。

(2) 資器材

定期点検にて品質が保たれていない、耐用年数の経過又は不足が生じた場合に購入します。

2. フードロス対策について

賞味期限間近の食料・飲料水は、自主防災組織訓練、区主催イベントや区有施設等での防災意識啓発を目的とした配布の他、保育園や幼稚園、学校での防災教育等でご利用いただいております。また、社会福祉協議会や子ども家庭支援センター等へ提供し、有効活用します。

3. 備蓄物資の見直し等について

(1) 物資の適正配置について

今後も必要な物資を備蓄するよう点検を定期的に行い、それに伴った物資の拡充及び見直し、適切な配置となるように再配置をします。また、備蓄状況については、年1回公表等を行います。

(2) 令和7年1月内閣府公表「災害用物資・資機材等の備蓄状況調査」結果について

調査で国が示した備蓄品の一部は、物資品目の重複や保管方法などに課題があるほか、物資協定や流通備蓄などにより、別途、調達を行うことから、区が整備する備蓄とは必ずしも一致するものではありません。

引き続き、国等のガイドの改定や定期的な点検などの機会を捉え、区民の生命や尊厳を災害から守るための備蓄品の整備を検討します。

4. その他

(1) デジタル化の推進

区の備蓄管理の可視化や国・他自治体との連携を図るためのシステム導入等、業務の効率化と標準化に努め、「そこに！ある、すぐに！わかる、使える」防災備蓄倉庫の仕組みを検討します。

(2) 避難所運営委員会との連携

避難所の運営主体として組織している避難所運営委員会との協議を進め、備蓄品の使用を想定した実働訓練などを実施することにより、発災時により使いやすい備蓄倉庫の環境整備を目指します。

付録1: 備蓄品別配布対象、算定根拠、備蓄数一覧

各項目内容について

備蓄倉庫種別	備蓄する倉庫種別 拠：拠点・集積集積防災備蓄倉庫 避：避難所防災備蓄倉庫 二：二次避難所防災備蓄倉庫 帰：帰宅困難者対策防災備蓄倉庫
配布対象(割合)	その備蓄品の配布対象者。割合については母数を避難所避難者と設定できるもののみ算出
全体算定根拠	品目選定の根拠、及び用途、目標備蓄数の考え方
目標備蓄数	上記全体算定根拠に基づき算出した台東区が公的備蓄として備蓄する目標備蓄数

食糧品

おかゆパック		備蓄倉庫種別
		拠/避/二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
全ての0歳児と1歳児の半数を除く食料需要者 (98.9%)	即時食べられ、咀嚼も不要であることから、発災初日の昼・夜食として、対象者の2食分(離乳食が必要な1歳児については3食分)を備蓄。 加えて、1歳児の一部・後期高齢者については2～3日目分も備蓄する(1歳児:3食分、後期高齢者:2食分)。	100,199 食
		現在備蓄数
		132,891 食

アルファ化米(個食・炊出)		備蓄倉庫種別
		拠
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
0～1歳児、後期高齢者を除く食料需要者 (86.8%)	水を必要とするため、発災2～3日目の昼・夜食として、対象者の4食分を備蓄。 衛生面、コスト面の観点から、炊き出し用として備蓄しているアルファ米を個食に順次切り替えを予定している。	144,268 食
		現在備蓄数
		173,400 食

ビスケット		備蓄倉庫種別
		拠/避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
0～1歳児を除く食料需要者のうち、非アレルギー患者 (96.6%)	開封してすぐに食べられるため、発災後3日間の朝食として、対象者の3食分を玄米スナックと合わせて備蓄。	109,963 食
		現在備蓄数
		130,250 食

玄米スナック		備蓄倉庫種別
		拠/避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
0～1歳児を除く食料需要者のうち、アレルギー患者 (2.0%)	ビスケットにアレルギー物質が含まれていることから、発災後3日間の朝食として配給予定のビスケットのアレルギー対応品として、対象者の3食分を備蓄。 (食物アレルギー研究会発行「食物アレルギーの栄養食事指導の手引き2023」より)	2,277 食
		現在備蓄数
		3,150 食

飲料水		備蓄倉庫種別
		拠/避/二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
0～1歳児、後期高齢者 (13.2%)	乳幼児、後期高齢者は給水設備などを用いて自ら水を調達できないため、発災後3日間の飲料用水として、対象者の3日分(1人1日3ℓ)を備蓄。	63,884 ℓ
		現在備蓄数
		69,408 ℓ

食糧品

粉ミルク		備蓄倉庫種別
		拠/避/二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
全ての0歳児と1歳児の半数の食料需要者のうち、非アレルギー患者 (1.0%)	乳幼児は他の主食類を食べることができないため、発災3日間の主食として、対象者の3日分(1人1日8回)を備蓄。	9,209 本
		現在備蓄数
		23,950 本

粉ミルク(アレルギー対応品)		備蓄倉庫種別
		拠/避/二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
全ての0歳児と1歳児の半数の食料需要者のうち、アレルギー患者 (0.1%)	粉ミルクのアレルギー対応品として、対象者の3日分(1人1日8回)を備蓄。 1缶を約53食分と想定。(1食15g=100ml)	25 缶
		現在備蓄数
		90 缶

液体ミルク		備蓄倉庫種別
		二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
妊産婦避難所避難者の内、乳幼児	妊産婦避難所において、対象者の半日分を備蓄。 初日の8回中、発災直後の4回を必要に応じて液体ミルクで補うものとする。	48 缶
		現在備蓄数
		48 缶

豚汁		備蓄倉庫種別
		拠
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
0～1歳児を除く食料需要者 (98.6%)	お湯を沸かす必要があるため、発災2～3日目の夜副食として、対象者の2食分を備蓄。	81,916 食
		現在備蓄数
		115,020 食

避難所避難者(一定数の避難所外避難者を含む)に供給する食料の早見表です。
年代や発災経過日数により、供給する食料が異なります。本付録における目標備蓄数は、下記表の計画に基づき供給する想定で算出しました。

年代	初日			2～3日目			4日目以降
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	
2歳～74歳	ビスケット	おかゆ	おかゆ	ビスケット	アルファ米	アルファ米・豚汁	支援物資
アレルギー	玄米スナック	おかゆ	おかゆ	玄米スナック	アルファ米	アルファ米	支援物資
0歳～1歳半	粉ミルク	粉ミルク	粉ミルク	粉ミルク	粉ミルク	粉ミルク	支援物資
アレルギー	粉ミルク(アレルギー対応品)	粉ミルク(アレルギー対応品)	粉ミルク(アレルギー対応品)	粉ミルク(アレルギー対応品)	粉ミルク(アレルギー対応品)	粉ミルク(アレルギー対応品)	支援物資
1歳半～2歳	おかゆ	おかゆ	おかゆ	おかゆ	おかゆ	おかゆ	支援物資
アレルギー	おかゆ	おかゆ	おかゆ	おかゆ	おかゆ	おかゆ	支援物資
75歳～	ビスケット	おかゆ	おかゆ	ビスケット	おかゆ	おかゆ	支援物資
アレルギー	玄米スナック	おかゆ	おかゆ	玄米スナック	おかゆ	おかゆ	支援物資

医療品

救急箱		備蓄倉庫種別
		避/二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
－	避難所救護衛生班による傷病者の応急手当に使用するための医療品として備蓄。 内容物:消毒液、やけど薬、体温計、ばんそうこう、湿布、包帯等	－
		箱
		現在備蓄数
		47 箱

医療品箱		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
－	避難所救護衛生班による傷病者の応急手当に使用するため医療品として備蓄。 内容物:包帯、ガーゼ、脱脂綿、三角巾、副木等	－
		箱
		現在備蓄数
		100 箱

担架		備蓄倉庫種別
		拠
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
－	緊急医療救護所への搬送等に使用するための資器材として備蓄。	22
		台
		現在備蓄数
		22 台

簡易担架		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
－	避難所救護衛生班による応急手当、緊急医療救護所への搬送等に使用するための資器材として備蓄。	－
		台
		現在備蓄数
		150 台

四折担架		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
－	避難所救護衛生班による応急手当、緊急医療救護所への搬送等に使用するための資器材として備蓄。	－
		台
		現在備蓄数
		96 台

介護用シート		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
後期高齢者 (11.8%)	後期高齢者の介護用として、対象者の3日分(1人1日1枚)、及び二次避難所収容者数の3日分(1人1日3枚)を備蓄。	29,967
		枚
		現在備蓄数
		543 枚

衛生用品

おしりふき		備蓄倉庫種別
		避/二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
0～3歳児 (2.7%)	乳幼児の衛生用品として、対象者の3日分(1人1日20枚)を備蓄。 1パック3個入、1個80枚入。	652 パック
		現在備蓄数
		847 パック

からだふき		備蓄倉庫種別
		避/二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
避難者 (100.0%)	避難者の体を清潔に保つための衛生用品として、対象者の3日分(1人1日3枚)を備蓄。	30,339 個
		現在備蓄数
		27,192 個

紙おむつ(大人用S)		備蓄倉庫種別
		二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
二次避難所避難者	二次避難所避難者の衛生用品として、対象者の3日分(1人1日4枚)を備蓄。対象者の年齢に応じて子供用ビッグ、大人用S、M、Lの対象者の4サイズを使い分ける。	5,014 枚
		現在備蓄数
		15 パック

紙おむつ(大人用M)		備蓄倉庫種別
		二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
二次避難所避難者	二次避難所避難者の衛生用品として、対象者の3日分(1人1日4枚)を備蓄。対象者の年齢に応じて子供用ビッグ、大人用S、M、Lの対象者の4サイズを使い分ける。	5,014 枚
		現在備蓄数
		30 パック

紙おむつ(大人用L)		備蓄倉庫種別
		避/二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
後期高齢者 (11.8%)	避難所の後期高齢者の衛生用品として、対象者の3日分(1人1日4枚)を備蓄。 二次避難所避難者の衛生用品として、対象者の3日分(1人1日4枚)を備蓄。対象者の年齢に応じて子供用ビッグ、大人用S、M、Lの対象者の4サイズを使い分ける。	49,677 枚
		現在備蓄数
		428 パック

紙おむつ(新生児用)		備蓄倉庫種別
		避/二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
0～3歳児 (0.5%)	乳幼児の衛生用品として、対象者の3日分(1人1日12枚)を備蓄。対象者の年齢に応じて新生児用・S・M・L・ビッグの5サイズ合わせて使い分ける。	6,666 枚
		現在備蓄数
		6,267 枚

衛生用品

紙おむつ(子供用S)		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
0～3歳児 (0.5%)	乳幼児の衛生用品として、対象者の3日分(1人1日10枚)を備蓄。対象者の年齢に応じて新生児用・S・M・L・ビッグの5サイズ合わせて使い分ける。	5,195 枚
		現在備蓄数
		107 パック

紙おむつ(子供用M)		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
0～3歳児 (0.5%)	乳幼児の衛生用品として、対象者の3日分(1人1日8枚)を備蓄。対象者の年齢に応じて新生児用・S・M・L・ビッグの5サイズ合わせて使い分ける。	4,156 枚
		現在備蓄数
		4,177 枚

紙おむつ(子供用L)		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
0～3歳児 (0.5%)	乳幼児の衛生用品として、対象者の3日分(1人1日6枚)を備蓄。対象者の年齢に応じて新生児用・S・M・L・ビッグの5サイズ合わせて使い分ける。	3,117 枚
		現在備蓄数
		125 パック

紙おむつ(子供用ビッグ)		備蓄倉庫種別
		避/二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
0～3歳児、二次避難所避難者 (0.5%)	乳幼児の衛生用品として、対象者の3日分(1人1日4枚)を備蓄。対象者の年齢に応じて新生児用・S・M・L・ビッグの5サイズを使い分ける。 二次避難所避難者の衛生用品として、対象者の3日分(1人1日4枚)を備蓄。対象者の年齢に応じて子供用ビッグ、大人用S、M、Lの対象者の4サイズを使い分ける。	7,092 枚
		現在備蓄数
		30 パック

哺乳瓶		備蓄倉庫種別
		拠/避/二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
全ての0歳児と1歳児の半数 (1.1%)	乳児の授乳用品として、対象者の1人1本分を備蓄。 乳児の避難状況等により、生活用品として備蓄している紙コップと併用する。	505 本
		現在備蓄数
		384 本

哺乳瓶乳首セット(S・Y)		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
哺乳瓶配布者の内、必要とする方	備蓄品として配布する哺乳瓶に据え付けられている乳首のサイズ(M)では対応できない乳児の衛生用品として、哺乳瓶備蓄数の1/3ずつを備蓄。	168 組
		現在備蓄数
		140 組

衛生用品

哺乳瓶乳首Sサイズ		備蓄倉庫種別
		二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
哺乳瓶配布者の内、必要とする方	備蓄品として配布する哺乳瓶に据え付けられている乳首のサイズ(M)では対応できない乳児の衛生用品として備蓄。	12 個
		現在備蓄数
		12 個

哺乳瓶消毒器		備蓄倉庫種別
		二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
-	乳幼児の衛生用品として、妊産婦避難所に備蓄。	- 個
		現在備蓄数
		1 個

ベビー綿棒		備蓄倉庫種別
		二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
妊産婦避難所避難者の内、乳幼児	乳児のケア用品として、妊産婦避難所に備蓄。	240 本
		現在備蓄数
		400 本

乳児用爪切り		備蓄倉庫種別
		二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
-	乳児の衛生用品として、妊産婦避難所に備蓄。	- 個
		現在備蓄数
		1 個

赤ちゃん用ワセリン		備蓄倉庫種別
		二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
-	乳児の衛生用品として、妊産婦避難所に備蓄。	- 個
		現在備蓄数
		2 個

生理用品(昼用)		備蓄倉庫種別
		避/二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
12～51歳の女性の内、生理期間の方 (25.7%)	女性の生理用品として、対象者の3日分(1枚4時間4枚)を備蓄。	24,917 枚
		現在備蓄数
		1,588 パック

衛生用品

生理用品(夜用)		備蓄倉庫種別
		避/二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
12～51歳の女性の内、生理期間の方 (25.7%)	女性の生理用品として、対象者の3日分(1枚8時間、1人1日1枚)を備蓄。	6,229 枚
		現在備蓄数
		577 パック

非常用排便収納袋		備蓄倉庫種別
		抛/避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
避難者 (100.0%)	上下水道が破損している場合、水洗トイレが使用できなくなるため、排泄物処理用品として、対象者の3日分(1人1日5回)を備蓄。	474,315 枚
		現在備蓄数
		695,800 枚

トイレットペーパー		備蓄倉庫種別
		抛/避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
避難者 (100.0%)	衛生用品として、対象者の3日分(1人1日0.11ロール)を備蓄。	10,435 個
		現在備蓄数
		12,060 個

簡易トイレ		備蓄倉庫種別
		避/二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
—	地震により便器が破損した場合の排泄物処理用品として備蓄。	— 基
		現在備蓄数
		500 基

マンホール用トイレ(小)		備蓄倉庫種別
		避/二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
—	上水道が破損している場合、水洗トイレが使用できなくなり、路上マンホールに直結させて排泄物を処理するため、設置可能マンホール数分をマンホール用トイレ(大)、(簡易組立式)、(男性小便器)と合わせて備蓄。	— 基
		現在備蓄数
		170 基

マンホール用トイレ(大)		備蓄倉庫種別
		抛
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
—	上水道が破損している場合、水洗トイレが使用できなくなり、路上マンホールに直結させて排泄物を処理するため、設置可能マンホール数分をマンホール用トイレ(小)、(簡易組立式)、(男性小便器)と合わせて備蓄。 (小)と比較し、車椅子に対応している。	— 基
		現在備蓄数
		51 基

衛生用品

マンホール用トイレ(簡易組立式)		備蓄倉庫種別
		避/二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
－	上水道が破損している場合、水洗トイレが使用できなくなり、路上マンホールに直結させて排泄物を処理する必要があるため、設置可能マンホール数分をマンホール用トイレ(小・大)、(男性小便器)と合わせて備蓄。	－
		基
		現在備蓄数
		90
		基

マンホール用トイレ(男性小便器)		備蓄倉庫種別
		避/二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
－	上水道が破損している場合、水洗トイレが使用できなくなり、路上マンホールに直結させて排泄物を処理する必要があるため、設置可能マンホール数分をマンホール用トイレ(小・大)、(簡易組立式)と合わせて備蓄。	－
		基
		現在備蓄数
		68
		基

自動ラップ式トイレ		備蓄倉庫種別
		拠
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
二次避難所避難者	上下水道が破損している場合、水洗トイレが使用できなくなる。排便袋より処理が容易であるため、介護等心身の状況により特に配慮が必要な方が衛生的な排泄物処理用品として、二次避難所に各1基配備できるよう備蓄。	12
		基
		現在備蓄数
		11
		基

薬用洗口液		備蓄倉庫種別
		拠/避/二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
避難者 (98.6%)	急性期の避難所生活では十分な歯磨き等を行うことができないため、避難者の口腔ケア用品として、対象者の3日分(1人1日1回)を備蓄。	99,773 本
		現在備蓄数
		140,700 本

消毒液		備蓄倉庫種別
		避/二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
避難者 (100.0%)	避難生活時は手指の衛生状態を保つことが困難になるため、感染症対策として、対象者の3日分(1人1日7ml)を備蓄。 1本1ℓ。	-
		本
		現在備蓄数
		1,071 本

使い捨てゴム手袋		備蓄倉庫種別
		避/二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
－	避難所救護衛生担当の衛生対策用品として、避難所に備蓄。 1箱100枚入。	－
		箱
		現在備蓄数
		169 箱

衛生用品

使い捨てペーパータオル		備蓄倉庫種別
		拠
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
—	避難所の閉設作業用として備蓄。	4,500 枚
		現在備蓄数
		6,000 枚

使い捨てマスク		備蓄倉庫種別
		拠/避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
避難者 (100.0%)	避難者の感染症対策用品として、対象者の3日分(1人1日1枚)を備蓄。 1箱50枚入。	94,863 枚
		現在備蓄数
		5,923 枚

フェイスシールド		備蓄倉庫種別
		避/二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
—	避難所を運営する避難所運営委員会の避難者援護担当、救護衛生担当等の感染症対策用品として備蓄。	— 枚
		現在備蓄数
		2,160 枚

非接触型温度計		備蓄倉庫種別
		避/二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
—	避難所の感染症対策用品として備蓄。	— 個
		現在備蓄数
		66 個

消化管系スチーム装具セット		備蓄倉庫種別
		拠
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
オストメイトの方	オストメイトの方の衛生用品として、一定数備蓄	— 組
		現在備蓄数
		50 組

尿路系スチーム装具セット		備蓄倉庫種別
		拠
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
オストメイトの方	オストメイトの方の衛生用品として、一定数備蓄	— 組
		現在備蓄数
		50 組

生活用品

圧縮マット		備蓄倉庫種別
		避/二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
避難所避難者 (100.0%)	避難者の寝具として、対象者1人につき1枚分を備蓄。 なお、各避難所防災備蓄倉庫において目標数を備蓄できない場合、初日避難所避難者分を優先して備蓄し、備蓄不可分は地域の拠点防災備蓄倉庫に備蓄することとする。	45,777 枚
		現在備蓄数
		49,501 枚

毛布		備蓄倉庫種別
		避/二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
避難所避難者 (100.0%)	避難者の寝具として、対象者1人につき1枚分を備蓄。 なお、各避難所防災備蓄倉庫において目標数を備蓄できない場合、初日避難所避難者分を優先して備蓄し、備蓄不可分は地域の拠点防災備蓄倉庫に備蓄することとする。	45,777 枚
		現在備蓄数
		70,448 枚

折りたたみベッド		備蓄倉庫種別
		拠/避/二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
個別支援計画作成対象者 (1.2%)	介護を必要とする方など、全避難者対象用のマット・毛布では就寝が困難な方に対応するため備蓄。	- 台
		現在備蓄数
		350 台

乳児用段ボールコット		備蓄倉庫種別
		拠
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
0歳児の半数 (0.4%)	乳児が避難所で生活するためのスペースとして備蓄。	142 個
		現在備蓄数
		150 個

授乳服セット		備蓄倉庫種別
		避/二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
0歳児の子を持つ女性の半数 (0.4%)	授乳期間中の女性避難者の授乳時のプライバシー確保のため備蓄。	- セット
		現在備蓄数
		245 セット

飲料水用水槽		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
-	給水栓や給水拠点から複数人分の飲料水をまとめて確保するため、対象者100人につき1個を備蓄。	437 個
		現在備蓄数
		469 個

生活用品

水袋		備蓄倉庫種別
		拠
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
避難所外避難者	避難所外避難者は給水用品の備えがないことが想定されるため、対象者1人につき2枚分を給水拠点付近の倉庫に備蓄。	43,646 枚
		現在備蓄数
		49,600 枚

カセットガス		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
-	アルファ化米や豚汁の調理、煮沸消毒用に、避難所の想定避難者数25人につき1本を備蓄。	1,748 本
		現在備蓄数
		1,838 本

カセットコンロ		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
-	アルファ化米や豚汁の調理、煮沸消毒用に備蓄。	- 台
		現在備蓄数
		609 台

紙コップ		備蓄倉庫種別
		拠/避/二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
避難所避難者 (100.0%)	避難所避難者の飲料用に、対象者の3日分(1人1日3個)を備蓄。 また、乳児への授乳用に、対象者の3日分(1人1日8個)を備蓄。乳幼児の避難状況等により、生活用品として備蓄している哺乳瓶と併用する。	404,646 個
		現在備蓄数
		180,300 個

車椅子		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
身体障害者	脚が不自由な方や高齢者が自力で移動するのが難しいため、対象者の移動手段として備蓄。	- 台
		現在備蓄数
		51 台

白杖		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
視覚障害者	視覚障害者が自立して行動できるようにするため、視覚補助用品として備蓄。	- 本
		現在備蓄数
		46 本

生活用品

ゴミ袋		備蓄倉庫種別
		避/二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
-	避難所内の廃棄物処理用品として備蓄。	5,057 枚
		現在備蓄数
		6,800 枚

パックタオル		備蓄倉庫種別
		避/二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
避難所避難者 (100.0%)	体を拭いたり、頭を覆ったりするほか、保温や一時的な怪我の手当てなど、多岐にわたる用途で利用できるため、対象者1人につき1枚を備蓄。	45,777 枚
		現在備蓄数
		38,500 枚

木炭		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
-	かまど等を使用して煮炊きする際の燃料として備蓄。	- 箱
		現在備蓄数
		420 箱

ラップ		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
-	食品の保存と保護や、緊急時には食器の代わりとして使えるため備蓄。	- 本
		現在備蓄数
		620 本

筆談ボード		備蓄倉庫種別
		避/二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
-	聴覚障害者など、音声による意思疎通が困難な避難者とのコミュニケーションツールとして備蓄。	- 枚
		現在備蓄数
		58 枚

防犯ブザー		備蓄倉庫種別
		抛/避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
-	マンホールトイレ使用時の防犯対策用品として備蓄。	439 個
		現在備蓄数
		439 個

資器材

リチウムイオン式蓄電池(小)		備蓄倉庫種別
		避/二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
—	停電時の電力供給のための屋内用非常用電源として備蓄。 主に避難所運営本部の資器材活用用として想定している。	—
		台
		現在備蓄数
		145 台

リチウムイオン式蓄電池(大)		備蓄倉庫種別
		避/二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
—	停電時の電力供給のための屋内用非常用電源として備蓄。 主に避難所運営本部、避難者の情報端末充電用として想定している。	—
		台
		現在備蓄数
		61 台

発電機		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
—	停電時の電力供給のための屋外用非常用電源として備蓄。 主に避難所運営本部の資器材活用用として想定している。	—
		台
		現在備蓄数
		103 台

懐中電灯		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
—	停電により電気が使用できない場合の補助照明として備蓄。	—
		本
		現在備蓄数
		285 本

水電池式ライト		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
—	停電により電気が使用できない場合の補助照明として備蓄。	—
		個
		現在備蓄数
		4,570 個

バルーン投光器		備蓄倉庫種別
		避/二
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
—	避難所における常設照明器具として備蓄。	—
		台
		現在備蓄数
		21 台

資器材

ハロゲン投光器		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
—	避難所における常設照明器具として備蓄。	—
		台
		現在備蓄数
		136 台

ガソリン缶詰セット		備蓄倉庫種別
		拠/避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
—	停電時の補助エネルギー源となる発電機を動かすための燃料として備蓄。	—
		組
		現在備蓄数
		108 組

ガソリン携行缶		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
—	ガソリンが切れた際の運搬用として、拠点倉庫に備蓄。	—
		缶
		現在備蓄数
		4 缶

コードリール		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
—	避難所での電力供給を円滑にするための資器材として備蓄。	—
		台
		現在備蓄数
		53 台

かまどセット		備蓄倉庫種別
		拠
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
—	アルファ化米や豚汁の調理、煮沸消毒用として備蓄。	—
		組
		現在備蓄数
		129 組

かまど本体		備蓄倉庫種別
		拠
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
—	アルファ化米や豚汁の調理、煮沸消毒用として備蓄。	—
		個
		現在備蓄数
		6 個

資器材

コンロ(七輪)		備蓄倉庫種別
		拠
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
—	アルファ化米や豚汁の調理、煮沸消毒用として備蓄。	—
		台
		現在備蓄数
		48 台

煮炊きレンジ		備蓄倉庫種別
		拠
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
—	避難生活者に対する炊き出しのため、防災広場付近の倉庫に備蓄。	—
		台
		現在備蓄数
		5 台

かまど燃料		備蓄倉庫種別
		拠
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
—	かまどを使用して煮炊きする際の燃料として備蓄。	—
		個
		現在備蓄数
		160 個

固形燃料		備蓄倉庫種別
		拠
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
—	かまど等を使用して煮炊きする際の燃料として備蓄。	—
		個
		現在備蓄数
		3,072 個

プライバシールーム		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
—	避難所におけるプライバシー確保用品として備蓄。屋根付きであり、完全な個室となるため、授乳室・更衣室等としての活用を想定している。	—
		台
		現在備蓄数
		125 台

ワンタッチテント		備蓄倉庫種別
		拠
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
—	避難所におけるペット飼育スペース用雨除け、屋外受付・物資保管場所用雨よけ等に活用するために備蓄。必要に応じて拠点倉庫から避難所に運搬することを想定している。	—
		台
		現在備蓄数
		26 台

資器材

間仕切り		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
避難所内体育館等避難者 (16.6%)	避難所におけるプライバシー確保用品として備蓄。	-
		部屋
		現在備蓄数
		1,520 部屋

軍手		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
-	作業用の保護具として備蓄。	-
		双
		現在備蓄数
		2,650 双

トランジスターメガホン		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
-	避難所の運営用資器材として備蓄。	-
		台
		現在備蓄数
		52 台

ブルーシート		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
-	屋外作業スペースの屋根や床、プライバシー保護のための間仕切りなど、多目的に活用できる資器材として備蓄。	-
		枚
		現在備蓄数
		2,780 枚

テント		備蓄倉庫種別
		拠/避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
-	避難所におけるペット飼育スペース用雨除け、屋外受付・物資保管場所用雨よけ等に活用するために備蓄。	-
		張
		現在備蓄数
		70 張

台車		備蓄倉庫種別
		拠/避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
-	施設内での資器材運搬用品としてに備蓄。	-
		台
		現在備蓄数
		63 台

資器材

リヤカー		備蓄倉庫種別
		拠
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
－	避難所への資器材運搬用品として備蓄。	－ 台
		現在備蓄数
		30 台

折りたたみリヤカー		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
－	避難所からの資器材運搬用品として備蓄。	－ 台
		現在備蓄数
		49 台

浄水器		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
－	上水道機能(消火栓、応急給水栓含む)が停止し、給水施設からも給水が行えない状況になった場合に、生活用水から飲用可能な水を精製するための応急給水資器材として備蓄。	－ 個
		現在備蓄数
		45 個

スタンドパイプセット		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
－	消火栓、及び応急給水栓から給水を行うための応急給水資器材として備蓄。	－ 個
		現在備蓄数
		47 個

給水タンク(1t)		備蓄倉庫種別
		拠
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
－	給水拠点から飲料水を確保するため備蓄。	－ 個
		現在備蓄数
		9 個

貯水タンク		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
－	給水拠点から複数人分の飲料水をまとめて確保するため、避難所避難者500人につき1台を避難所に備蓄。	－ 台
		現在備蓄数
		123 台

資器材

仮設風呂		備蓄倉庫種別
		拠
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
—	避難生活者の入浴施設として、防災広場付近の倉庫に備蓄。	— 個
		現在備蓄数
		4 個

D級ポンプ		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
—	火災時の消火用資器材として備蓄。	— 台
		現在備蓄数
		46 台

背負子		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
—	避難所内外での簡易な資器材運搬用品として備蓄。	— 個
		現在備蓄数
		54 個

油圧ジャッキ		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
—	崩壊した瓦礫の撤去等を行うための救助用資器材として備蓄。	— 個
		現在備蓄数
		53 個

レスキューセット		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
—	人命救助に必要な救助用資器材一式として備蓄。 内容物: パール、ボルト、ハンマー等	— 個
		現在備蓄数
		52 個

ロープ		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
—	人命救助に必要な救助用資器材として備蓄。	— 本
		現在備蓄数
		52 本

その他

使い捨てベスト		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
－	避難所運営関係者による、役割明確化のための着用品として備蓄。	－ 枚
		現在備蓄数
		4,500 枚

運営委員用ベスト		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
－	避難所運営関係者による、役割明確化のための着用品として備蓄。	－ 式
		現在備蓄数
		45 式

子供支援おもちゃ		備蓄倉庫種別
		拠
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
未就学児 (0.5%)	避難所の子供たちに遊びを提供し、心理的安定を図るために備蓄。	－ 個
		現在備蓄数
		3,000 個

災害時緊急BOX		備蓄倉庫種別
		避
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
－	避難所の開設・運営に必要な筆記用具等一式として備蓄。 内容物:筆記用具、テープ、帳票類等	－ 個
		現在備蓄数
		49 個

アルファ化米(個食)(帰宅困難)		備蓄倉庫種別
		帰
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
帰宅困難者	日常生活における主食に近いため、備蓄。 水を必要とするため、発災2～3日目の食料として、対象者の2食分を備蓄。	11,000 食
		現在備蓄数
		11,000 食

ビスケット(帰宅困難)		備蓄倉庫種別
		帰
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
帰宅困難者	開封してすぐに食べられるため、発災後3日間分の食料として備蓄。	39,141 食
		現在備蓄数
		36,790 食

飲料水(帰宅困難)		備蓄倉庫種別
		帰
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
帰宅困難者	一人あたり1日分(3ℓ)の飲料水を備蓄。 2日目以降は近くの給水拠点で給水する。	13,047 ℓ
		現在備蓄数
		23,040 ℓ

救急箱(帰宅困難)		備蓄倉庫種別
		帰
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
帰宅困難者	傷病者の応急手当に使用するための医療品として備蓄。	9 箱
		現在備蓄数
		10 箱

折りたたみ式担架(帰宅困難)		備蓄倉庫種別
		帰
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
帰宅困難者	応急手当、緊急医療救護所への搬送等に使用するための資器材として備蓄。	9 台
		現在備蓄数
		9 台

消毒液(帰宅困難)		備蓄倉庫種別
		帰
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
帰宅困難者	避難生活時は手指の衛生状態を保つことが困難になるため、感染症対策として、対象者の3日分(1日7ml)を備蓄。 1本500mℓ。	183 本
		現在備蓄数
		150 本

使い捨てマスク(帰宅困難)		備蓄倉庫種別
		帰
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
帰宅困難者	帰宅困難者の感染症対策用品として、対象者の3日分(1人1日1枚)を備蓄。	13,047 枚
		現在備蓄数
		580 枚

圧縮マット(帰宅困難)		備蓄倉庫種別
		帰
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
帰宅困難者	帰宅困難者の寝具として、対象者1人につき1枚分を備蓄。	4,349 枚
		現在備蓄数
		4,349 枚

アルミブランケット(帰宅困難)		備蓄倉庫種別
		帰
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
帰宅困難者	帰宅困難者の寝具として、対象者1人につき1枚分を備蓄。 なお、一時滞在施設に収容しきれない帰宅困難者も多数発生することが想定されることから、それを考慮し、一定数備蓄する。	22,000 枚
		現在備蓄数
		22,000 枚

紙コップ(帰宅困難)		備蓄倉庫種別
		帰
配布対象(割合)	全体算定根拠	目標備蓄数
帰宅困難者	乳児への授乳用に、対象者の3日分(1人1日8個)を備蓄。	498 個
		現在備蓄数
		3,300 個

付録2:年齢別人口比率

「付録1:備蓄品別配布対象、算定根拠、備蓄数一覧」における備蓄品配布対象者の設定には、令和2年国勢調査による調査結果を元に作表した、以下の台東区の年齢別人口比率の数値を用いる。

	合計	男	女	構成比
0歳	1,575人	789人	786人	0.75%
1歳	1,417人	741人	676人	0.68%
2歳	1,375人	698人	677人	0.66%
3歳	1,356人	691人	665人	0.65%
4歳	1,270人	639人	631人	0.61%
5～9歳	6,162人	3,141人	3,021人	2.95%
10～14歳	5,493人	2,852人	2,641人	2.63%
15～19歳	5,622人	2,812人	2,810人	2.69%
20～24歳	9,934人	5,066人	4,868人	4.75%
25～29歳	16,889人	8,799人	8,090人	8.08%
30～34歳	17,270人	9,121人	8,149人	8.26%
35～39歳	17,236人	9,292人	7,944人	8.24%
40～44歳	17,392人	9,288人	8,104人	8.32%
45～49歳	18,479人	9,694人	8,785人	8.84%
50～54歳	16,361人	8,763人	7,598人	7.82%
55～59歳	13,157人	7,256人	5,901人	6.29%
60～64歳	10,615人	5,831人	4,784人	5.08%
65～69歳	10,332人	5,588人	4,744人	4.94%
70～74歳	12,290人	6,470人	5,820人	5.88%
75～79歳	9,506人	4,359人	5,147人	4.55%
80歳以上	15,382人	5,663人	9,719人	7.36%
年齢不詳	2,331人	1,033人	1,298人	※1
総数	211,444人	108,586人	102,858人	

※1 年齢不詳者は人口構成比から除外している。

令和 7 年度実施予定事業について

1 広域防災備蓄倉庫の設置

(1) 概要

災害時の備蓄倉庫被災リスクを分散化するため、連携都市である茨城県筑西市に広域防災備蓄倉庫を設置するほか、姉妹都市等からの支援物資を一時的に受入れる拠点としても活用する。

(2) 主な内容

- ・設置数：2 基（48.2㎡）
- ・備蓄物資：食料／約20,000食 水／約13,000本（2ℓボトル）

(3) 今後の予定

令和7年	6月	申請・確認
令和8年	～2月	設置

2 災害時トイレ確保・管理指針の策定

(1) 概要

災害発生時からの各フェーズの状況に応じた各種災害時トイレの特徴や役割、使用方法などを取りまとめた「台東区災害時トイレ確保・管理指針」を策定する。

(2) 主な内容

- ・区内災害時トイレの現状等
- ・災害時における各種トイレの特徴・役割や利用等の考え方
- ・災害時トイレの確保・使用方法・管理・環境改善策など
- ・災害時トイレの普及・啓発
- ・常設トイレの利用確認マニュアル及び解説動画の作成

(3) 意見聴取

災害時に配慮を必要とする方々から意見を聴取するため関係団体（障害者団体、福祉施設、日本語学校など）等へヒアリング調査等を行う。

(4) 今後の予定

令和7年 8月～	関係団体等へ意見聴取実施
第3回定例会	環境・安全安心特別委員会（素案報告）
第4回定例会	環境・安全安心特別委員会（中間報告）
12月	パブリックコメント実施
令和8年第1回定例会	環境・安全安心特別委員会（最終報告）
3月	台東区災害時トイレ確保・管理指針策定

3 浅草地区の帰宅困難者対策

(1) 概要

観光地として来街者が多く、災害時に多くの帰宅困難者が出ることが見込まれるため、新たに区独自で「浅草地区帰宅困難者対策推進協議会」を立ち上げ、「浅草地区帰宅困難者避難誘導指針」の策定に向けた検討を行っていく。

(2) 主な内容

- ・浅草地区帰宅困難者対策推進協議会の設立
- ・避難場所への誘導等を検討・協議
- ・浅草地区帰宅困難者対応訓練の実施

(3) 今後の予定

令和7年 5月～	浅草地区帰宅困難者対策推進協議会設置・検討
令和8年 3月	浅草地区帰宅困難者避難誘導指針素案 ※同指針の策定(令和8年度)

4 防災地図等の全戸配布について

(1) 概要

住民自らが避難行動を実施することができる環境づくりのため、防災地図、ハザードマップ等を改定し、全戸配布する。高潮水害の被害想定を更新、避難行動の説明や紙面レイアウトの変更、視覚障害者に水害リスクを伝えることができるような対応を行う。また、併せて外国語版の作成も行う。

(2) 主な配布物

- ・水害ハザードマップ
- ・安心・安全ハンドブック
- ・防災地図

(3) 配布時期

令和8年2月（予定）

5 地域防災力の向上

(1) 「避難行動要支援者避難支援の手引き」の配付

令和6年度に改訂した「避難行動要支援者避難支援の手引き」を、5月に全町会へ配布する。本手引きは改訂により、訓練の実施に関する内容をこれまで以上に充実させており、今後、手引きを活用した訓練実施を町会に対し促していく。

また、令和7年度の総合防災訓練において、避難行動要支援者名簿掲載者の安否確認等、情報収集訓練を実施する。

※「避難行動要支援者避難支援の手引き」の詳細は【資料3 別紙1】を参照。

(2) 「地区防災計画作成の手引き」の作成

区では令和6年度から地域で防災活動をする町会等の団体に対し、地区防災計画の作成を紹介している。地区防災計画は、地区居住者が作成する防災計画であり、策定における意思決定は、地区居住者から台東区へ提案し承認を得るボトムアップ型になる。地区防災計画の策定を支援するため、地域で活動する防災士等の意見を取り入れながら、手引きの作成を行い、町会等に配布する。

なお、地区防災計画制度は、地域住民等が地区の防災計画の素案を策定し、その案を区に提案できる「計画提案」の仕組みであるため、今後、「提案に関する要綱」を策定していく。

※地区防災計画の詳細は、【資料3 別紙2】を参照。

避難行動要支援者 避難支援の手引き

台東区
総務部危機・災害対策課

第2版 令和7年3月発行

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



台東区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています

6年度登録第54号

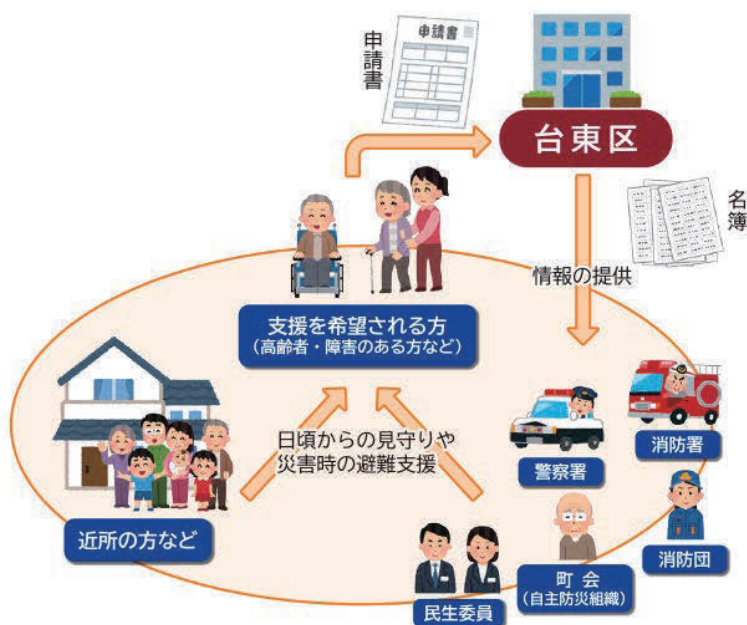
目次

避難行動要支援者名簿活用の目的	2
避難行動要支援者名簿の対象者・登録の流れ	3
災害・避難情報の確認手段	6
名簿を使った避難支援の流れ	7
地震が発生した場合	7
風水害が発生した場合(予め避難が可能)	9
要支援者を支援するための事前の話し合い	11
【町会内の支援体制検討】	11
【町会内のルールづくり】	12
【町会での見守り担当の役割】	13
【避難支援担当の確保】	15
要支援者支援の準備	16
訓練の実施	17
訓練シナリオの提供	17
訓練の種別	17
避難行動要支援者名簿活用モデル訓練報告	20
避難行動要支援者個別支援計画について	24
個別支援計画とは	24
個別支援計画の役割	25
要支援者支援の取り組みについて(Q & A)	27
制度全般について	27
訪問時の対応	28
個人情報の取り扱い	29
避難支援をする上での配慮・留意点	30
要支援者を支援する際の相談窓口	31

避難行動要支援者名簿活用の目的

地域の皆さんの協力のもと、災害時には避難行動要支援者名簿を活用し、高齢者、障害者等の安否確認、避難同行、逃げ遅れ防止をお願いしています。

この手引きでは、名簿活用や避難方法、個別支援計画の説明のほか、モデル訓練等も掲載して、避難行動要支援者(以下、「要支援者」といいます。)の方を地域で支えるための体制づくりを紹介しています。



日頃からの見守りや災害時の避難支援

避難行動要支援者名簿の対象者・登録の流れ

台東区は、平常時から、避難行動要支援者名簿(以下、「名簿」といいます。)を作成し、個人情報の取り扱い等について定めた協定を締結した上で、警察署、消防署、消防団、民生委員のほか、希望する町会に提供しています。

①区は、以下の要件のいずれかを満たしている対象者

へ名簿に登載するためのご案内を送付しています。

- (1) 75歳以上の一人暮らし、または、75歳以上のみの世帯の方
- (2) 要介護3・4・5 の認定を受けている方
- (3) 身体障害者手帳の総合等級 1・2 級かつ下肢機能障害 4 級以上の方
- (4) 体幹機能障害3級以上の方 (5) 移動機能障害3級以上の方
- (6) 視覚障害 1・2 級の方 (7) 聴覚障害 2・3 級の方
- (8) 1・2・3 度の愛の手帳所持者
- (9) 1・2 級の精神障害者保健福祉手帳所持者
- (10) 人工呼吸器を使用している方
- (11) その他特に支援を必要とする方

(1)に該当する方は、満75歳に達した年の12月末までに、(2)～(10)の方は該当したのち、3か月を目安に申請書等を郵送します。

② 対象者は、避難支援を必要とし、名簿への登載を希望する場合、自らの情報を外部に提供することに同意した上で、区に申請書を提出します。（ご家族やケアマネジャーなどの関係者が申し込むことも可能です）

対象者が町会に提供する名簿の登載を希望しない場合
民生委員等へ提供する名簿にのみ情報を登載します。

③ 区は、申請書に基づき、名簿に登載し、その情報を関係機関等に提供します。町会への名簿提供は、区と協定を締結している町会にのみ行っています。

（協定締結手続きはQ&Aに記載）

④住所

⑥個別支援計画作成有無

⑧同居有無

帳票1

台東区避難行動要支援者名簿(町会用)

0010：竹町南町会（竹町地区）、問票：全て

令和5年4月26日作成

項目	氏名漢字	氏名カナ	性別	年齢	住所	高齢	要介護	その他	個別計画	支援者数	同居有無	備考
1	宇 希	カネ	女	89	※※※市△△△町□□□11-22（29文字出力）	●	●	●	●	●	●	備考
2	青 希	アヲ	女	101	※※※市△△△町□□□11-22マンション1010号室	●	●	●	●	2	世帯	
3	市 希	イチ	男	90	※※※市△△△町□□□11-23	●	●	●	●	0	備考	
4	田 希	イチ	女	89	※※※市△△△町□□□11-24	●	●	●	●	2	世帯	
5	入 希	イチ	男	78	※※※市△△△町□□□11-25	●	●	●	●	●	備考	
6	加 希	イチ	男	89	※※※市△△△町□□□11-26	●	●	●	●	●	世帯	
7	木 希	イチ	女	9	※※※市△△△町□□□11-27	●	●	●	●	3	備考	
8	工 希	イチ	女	9	※※※市△△△町□□□11-28	●	●	●	●	●	世帯	
9	〇 希	イチ	男	9	※※※市△△△町□□□11-29	●	●	●	●	●	備考	
10	〇 希	イチ	女	9	※※※市△△△町□□□11-30	●	●	●	●	●	世帯	

①氏名

②性別

③年齢

⑤対象区分

⑦避難支援者数

申請書の提出がない場合は、名簿に登載がされません。支援が必要な方で、身近に名簿登載されていない方がいたら、危機・災害対策課にご連絡ください。

(参考)民生委員に提供している名簿について

民生委員の担当エリアと町会区域が異なり、また町会への情報提供を希望しない方もいます。そのため、民生委員が管理する名簿と、町会が管理する名簿は登載者が異なる場合があります。

ポイント

民生委員用名簿と町会用名簿の登載者が異なる場合があるため、互いに名簿を見せながらの確認は個人情報の観点からお控えください。

民生委員が一人で、平常時の見守り、災害時に避難支援をすることはできません。担当地域の町会が協定により名簿を管理している場合は、事前に役割分担を行うことが大切です。



≪役割分担の例≫

民生委員 町会用の名簿を確認したのち、民生委員用の名簿にのみ登載されている要支援者を担当します。

町 会 町会用の名簿に登載されている要支援者を分担して担当します。

災害・避難情報の確認手段

○たいとう防災気象情報メール

台東区に発表される震度や気象情報、緊急情報などをメールで配信しています。(配信情報は選択できます)

○公式LINE

災害情報等はもちろん、メッセージの受信設定にて希望する情報を受けることができます。

○台東区防災アプリ

防災行政無線(屋外スピーカー)の放送内容や区からの災害情報を入手できます
震災時・風水害時の避難方法をそれぞれ確認できます。



二次元バーコード



風水害時には避難情報の発令区域がマップで確認できます。

○テレビのデータ放送

区が発信する避難情報等は、テレビのリモコンのデジタルコンテンツ@ボタンから「地域の防災情報」を選択すると、文字情報で確認することができます。

名簿を使った避難支援の流れ

町会の名簿管理者や民生委員のみで支援はできませんので、地域の皆さんで協力することが大切です。また適切な避難支援を行うためには、支援する方が災害時の避難方法や避難の流れを理解することが必要です。

地震が発生した場合

① まず、ご自身、ご家族の安全を確保しましょう。支援は義務ではないので、発災時にできる範囲で行います。

② 要支援者の安否確認のため、訪問、または電話します。
※震度5強以上の地震が発生した場合を目安に実施してください。

③ 要支援者の自宅が倒壊や火災、家具転倒の危険がない場合は、原則、在宅避難とします。

避難所への避難を希望する場合には、他のメンバーにも声をかけ、一緒に一時集合場所へ避難します。

④ 一時集合場所で、被災の状況に応じた支援をします。

ポイント

日頃の見守りで要支援者が自力で歩行できるか等、確認しておきましょう。

【自宅が安全な場合⇒在宅避難】

在宅避難のため、自宅に戻ります。要支援者が一人暮らしの場合、在宅避難での必要な支援の把握に努めてください。

ポイント

避難所では福祉サービスを受けることや電気水道が使用できるとは約束できません。
建物が安全なら在宅避難を推奨します。

【自宅が倒壊などで生活継続が困難な場合⇒避難所】

安全な経路を選択し、避難所へ避難誘導してください。

【延焼火災の危険がある場合⇒広域避難場所】

まず避難所に避難しますが、避難所も延焼する可能性がある場合、上野公園、谷中墓地、隅田公園へ避難します。

ポイント

二次避難所(福祉避難所)への直接避難は、施設の被害確認や人員の確保などで、開設まで時間がかかるため、実施していません。また入所できる人数に限られるため、避難所(町会で指定された避難所)で優先順位を判断します。

風水害のおそれがある場合(予め避難が可能)

☆ 詳しくは内水氾濫または高潮ハザードマップをご覧ください。

① 天気予報等による情報収集

テレビで大雨等による気象警報の
予報が伝えられた時は避難支援の
可能性があるので情報収集しましょう。



ポイント

荒川氾濫や土砂災害を除き、多くは在宅避難が可能です。早めの情報伝達を通じて要支援者の不安や心配を取り除くことができます。

② 風水害ごとに発令される避難情報と避難支援の方法

【内水氾濫・神田川氾濫・高潮が想定されるとき】

ほとんどの地域で、2m以下の浸水で、長くても半日で水が引く想定です。要支援者の自宅が2階以上の場合は、在宅避難が可能です。1階であれば、「高齢者等避難」の発令時には、水害時の避難場所へ避難誘導してください。

ポイント

風水害時の避難場所は、震災時とは開設箇所数が異なり、また町会ごとの指定もありません。

【土砂災害が想定されるとき】(谷中・池之端の一部)

「高齢者等避難」の発令があった場合には、水害時の避難場所へ避難誘導してください。がけ崩れなどのおそれがあり、立退き避難が必要なため、在宅避難はできません。

【荒川の氾濫が想定されるとき】

荒川氾濫の場合は
垂直避難しない

区内の多くの地域で3m以上の浸水が2週間以上継続する想定で、垂直避難は孤立してしまい危険です。



浸水が想定される地域にお住まいの方全員が、安全な場所(浸水想定外にある家族や知人宅等、または上野公園などの高台)への避難が必要です。

区は、早めの避難を促すため、荒川氾濫のリスクが高まった場合、避難情報(高齢者等避難)の前に「自主的広域避難情報」を発表します。



平常時から、家族や地域の方とハザードマップ等の確認を行い、避難行動について話し合ひましょう。

要支援者を支援するための事前の話し合い

災害時に避難支援を行うには、事前の準備が大切です。町会は、地域防災の重要な担い手であり、地域にあった取り組みや進め方を考えるため、名簿を受け取ったら町会役員等で集まり話し合しましょう。

【町会内の支援体制検討】

町会の名簿管理者は、支援体制を整える際に、リーダーとしての役割が期待されています。

名簿に登載されている要支援者の人数等を考慮し、「見守りチーム」に必要な人員を確保しましょう。

なお民生委員は、日頃から、生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行い、避難支援にも協力しています。



重要

避難支援は、共助の取り組みで、できる範囲で行うものです。その発災時には、町会役員に限らず、ご近所、マンション内などの住民だけでなく、勤務中の方にも協力が呼びかけましょう。

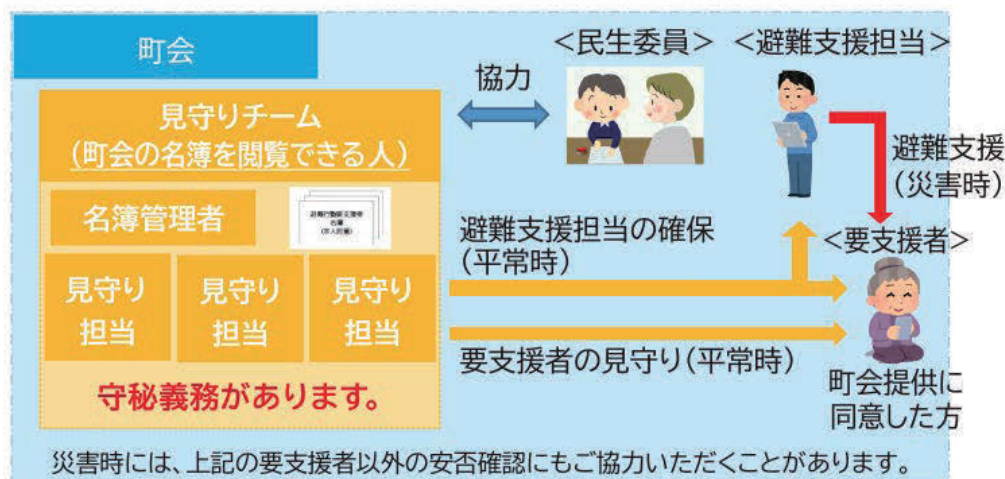
【町会内のルールづくり】

- ・制度の目的や個人情報の取り扱いについて見守りチームのメンバーなどに周知します。
- ・名簿の保管方法や必要な物品の管理、どんな時に誰が活用するかルールづくりをし、町会としてどのような避難支援が実施できるかなどの方針を検討します。

注 意

名簿は、協定の使用目的の範囲内で活用

- (1) 平常時の所在確認、見守りや声掛け
- (2) 災害時に要支援者への情報伝達、安否確認
避難誘導、救援物資の配布などの支援



【町会での見守り担当の役割】

町会の名簿管理者は、見守りチームのメンバーの中から、要支援者の見守り担当を決定します。

見守り担当は、町会内各地区の班長、防災担当、青年部のメンバーなどから選任する方法があります。



※ 一人の要支援者に対して、複数人の見守り担当を選任することも可能です。また、担当する人数は、要支援者が戸建ての場合、多くても10程度とし、一人に負担がかからないよう、分担します。

重 要

名簿管理者は、訓練等で見守り担当が名簿を閲覧したときは、名簿に綴じてある閲覧記録表に記入し、名簿交換時、区に提出します。

注 意

見守り担当は、担当する要支援者の情報のみメモが可能です。名簿のコピーや、メールでの提供は、個人情報の流出に繋がり、危険です。

《見守り担当の活動事例》

見守りチームで地域にあった役割や活動を検討しましょう。



① 要支援者との顔合わせ

- ・要支援者との顔合わせのため、訪問を実施します。突然訪問すると驚かれる方もいるため、あらかじめ訪問のご案内をポスト投函により、お知らせすることも有効です。
- ・名簿の情報に基づき、災害時の支援について話をするために訪問すること、また知り得た情報(連絡先等)は、必要な支援を行うためであり、その目的以外には使用しないことを伝えましょう。

② 日頃の見守り

- ・地域で見かけたときの声掛けや、防災訓練への参加の呼びかけを可能な範囲で実施してください。訪問時には、町会の行事やご案内も一緒にお持ちすると、会話になるきっかけになります。



【避難支援担当の確保】

災害時の安否確認は、見守り担当だけでは、遠方にいて支援できないことや、単身での対応は、二次災害もあり、危険



です。お隣さんなど、近所の方に避難支援担当をお願いする、または発災時には協力してもらうことが現実的です。

顔合わせでご近所付き合いの確認をして、避難支援担当になってもらえそうな方がいるかを確認しましょう。

注 意

避難支援担当が確保できた場合、要支援者にお知らせするとともに、情報提供に関して、双方への確認、同意が必要です。

注 意

日頃の見守りの中で、信頼関係は大切ですが、日常生活にまで深入りしないなど、要支援者との適切な距離感が大切です。物のやりとりやお金の貸し借りは絶対にしてはいけません。

生活や健康、福祉サービスの相談があった場合は、速やかに区役所の相談窓口(P.31参照)につなげましょう。

要支援者支援の準備

① 要支援者マップの作成・活用

防災地図やハザードマップをもとに、まちの危険個所や避難所、避難場所への経路、自らの担当する要支援者の所在を記入します。カラーペンやシール等を使用し、

見やすいように情報をマークします。

平常時から、マップの準備があれば慌てずに支援できます。



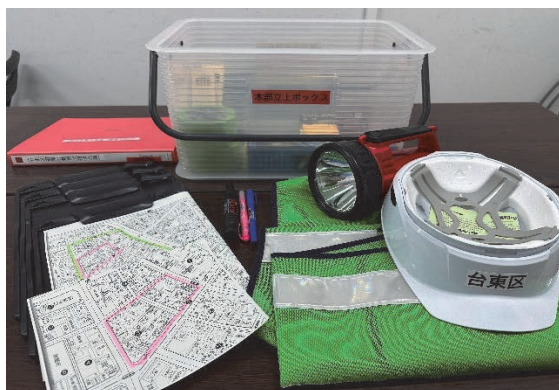
注意

住所を示した「要支援者マップ」も重要な個人情報です。保管、廃棄にはご注意ください。

② 緊急ボックスの作成・活用(例)

【内容物】

- ① 町会地図
- ② ヘルメット
- ③ ビブス
- ④ バインダー
- ⑤ ライト
- ⑥ 筆記用具



訓練の実施

訓練シナリオの提供（地震・水害別）

区では、訓練シナリオをホームページで掲載し、そのシナリオをもとにモデル訓練を実施しています。



訓練の種別

≪ 情報伝達訓練 ≫

大雨で窓を閉めている場合、防災行政無線は聞こえません。風水害のおそれがあり、区から避難場所の開設や避難情報の発令がある場合を想定し、電話、メール等で適切な避難行動の確認などを情報伝達する訓練を行います。

ポイント

大雨の場合、訪問が危険になる場合があるため、垂直避難できる要支援者には電話による情報伝達が有効で、互いに安全です。

○たいとう防災気象情報メール

右記バーコードを読み取り、空メールを送信すると、「たいとう防災気象情報メール」



からメールが届きます。24時間以内にメッセージ内の、URLへアクセスし、必要事項を入力すると、登録完了です。

《安否確認訓練》

主に地震を想定し、要支援者への電話や訪問により安否確認をする訓練です。いくつかの方法を訓練しましょう。

①携帯電話・スマホによる連絡

事前に電話番号・メール・LINE等のアドレス交換が必要です

②災害伝言ダイヤルの活用

災害時もつながりやすいのが特徴です



③たいとう防災アプリの活用

googleの情報共有機能で事前情報がなくても発災時に入力して氏名で検索が可能(住所等の個人情報の共有には注意が必要です)

④自宅訪問の確認

○声掛け方法や所在の有無、備蓄等を確認する

○無事や避難をお知らせする目印をつける

(ドアにタオルをかけるなど、ただし目印は

空巣に狙われる場合があるので注意が必要です)



ポイント

避難所生活は、大きなストレスとなるため、建物が安全な場合、住み慣れた自宅での在宅避難を勧めましょう。在宅避難の継続に必要な支援については、区と見守りチームで協議することになります。

＜避難誘導訓練＞

要支援者と実際に歩いて避難所や避難場所までの避難経路や経路上の危険箇所を確認する訓練です。

避難所で必要とする日用品（着替えや薬など）を持ち出して、実際の避難を想定して実施することが有効です。



ポイント

薬や医療機器のバッテリー、資材などは、個人で必要とするものが異なります。平常時から、持ち出し品の確認・準備を促しましょう。

訪問した際には、要支援者の備蓄品を確認します。最低3日分、できれば1週間分の食料を備蓄しているか、他にも給水袋、カセットボンベ、排便袋等も必要です。



台東区安全・安心ハンドブック
では備蓄について詳しく説明
しています。

避難行動要支援者名簿活用モデル訓練(3 例)

①電話や訪問で安否確認や情報伝達を実施

町会会館を要支援者対策の活動拠点とし、水害と地震を想定した訓練を実施しました。

水害時の対応として、電話での安否確認、在宅避難時の確認事項をやりとりしたのち、要支援者との連絡体制について、情報共有を行いました。

地震の対応については、電話で安否確認がとれず自宅に訪問する訓練を実施し、訪問途中に危険箇所があったという想定で、町会内での情報共有を行いました。

訪問時、まず在宅避難の希望を聞き取り、次に在宅避難に備えた必要な物資等の確認を行いました。また、区からの情報は防災アプリで入手できることも伝えました。



ハザードマップ・防災地図の確認
水害時、電話での安否確認を訓練



専用ヘルメット・ビブスを
着用し要支援者宅訪問中

②緊急ボックス・無線等の資機材を準備

町会会館内に災害時緊急ボックスを保管して、中には班別に区分けされた町会地図や筆記用具等をバインダーに入れておき、名簿で要支援者を確認したのち、速やかな初動対応ができるように準備されていました。

安否確認のための訪問の際には、情報伝達手段として、都の助成金を活用して、町会で購入した無線機を使用しました。エリア範囲にもよりますが、大通りに面した建物の影響を受けずに、訪問先から町会会館内のメンバーに無線により報告、連絡を行いました。

安否確認途中で危険箇所があった際にも、無線で情報共有を行うなど、その有効性が確認できました。



事前作成した班割済みの町会
地図と要支援者名簿を確認



要支援者対策本部内で役割確認
奥で無線による通信訓練を実施

③町会内での役割分担・要支援者も参加

避難所運営委員会による開設訓練と同時開催し、避難行動要支援者の安否確認班をつくり、町会内での役割分担を行いました。また避難所内を活動拠点とし、そこから要支援者宅に訪問し、安否確認・同行避難訓練をしました。

室内からの応答がなく、ベランダの仕切り板から進入する場合の費用負担や、歩行に支障がある要支援者の避難支援時の必要人数のほか、事前の訪問カード作成や訪問先の優先順位などの課題が把握できました。

避難同行訓練時には、常服薬や備蓄品等があれば避難所に持っていくことを伝え、避難所の受付担当への引継ぎや個別支援計画を提出する流れの確認を行いました。



町会内で避難所と要配慮者を役割分担



要支援者宅へ訪問し
安否確認中



要支援者と同行し
避難所へ

【モデル訓練で分かったこと】

① 対象者の優先順位

町会ごとに名簿登載者や避難支援チームの人数が異なるため、安否確認を行う優先順位（年齢や介護・障害区分に応じて）を予め決めましょう。

② 町会マップの作成

町会地図に要支援者名簿登載者の住所等を地図に落とし込み、平常時から把握に努めます。発災後は作業が困難であるため、事前準備が重要です。

③ 情報連絡手段の確保

平常時からLINEグループなどを作成し、情報共有できる体制を作ります。また、発災時、電話がつながりにくいため、無線機は有効な通信手段です。

モデル訓練 ありがとうございました <危機・災害対策課>

訓練を通じて、緊急ボックスやチェックシートを作成など、区が準備すべき事項が多く確認できました。今後も町会の方の協力、ご意見をいただき、発災時に名簿が活用されるように改善していきます。

避難行動要支援者個別支援計画について

個別支援計画とは

区では、名簿の登載者のうち、要介護3以上の方、障害者手帳をお持ちの方など、特に支援を必要とする方に対し、一人ひとりの避難計画である「個別支援計画」を作成しています。

計画には、生活・身体状況のほか、避難同行など、避難支援を行う避難支援者を記載します。支援者の有無は安否確認を優先する際の目安となります。

ポイント

計画作成の有無は、名簿に記載しています。計画作成者から避難支援者へ記載承諾の確認を行います。(支援者がいない場合も作成は可能です)



個別支援計画の活用イメージ

【個別支援計画の作成方法・提供】

区は、要支援者のケアプラン等(福祉サービスの利用計画)を作成している福祉サービス事業所に、作成を委託しています。作成後は、個別支援計画を要支援者だけでなく、福祉サービス事業所と支援者にも提供します。

個別支援計画の役割

(平常時)

避難支援者は、個別支援計画の内容を確認し、平常時から、より具体的な避難支援について要支援者と打ち合わせを行い、災害に備えます。

※ 災害時に避難支援者が必ず支援できるとは限らないため、町会による安否確認・避難支援も引き続き実施してください。

(災害時)

災害時、名簿提供機関(警察署、消防署、消防団、町会、民生委員)や避難所運営委員会が、避難支援や避難所での生活を支援する際に、より詳細な情報が必要となった場合には、区から個別支援計画の情報を提供します。

《個別支援計画見本》

[illegible]

医療情報	登録する箇所にチェックしてください。(医療情報の項目は複数回答可)						
主な病名	認知症 (2行まで)						
主な薬品名	〇薬名 (2行まで)						
かかりつけ医	病院名	近本丸病院					
	住所	沼津市△△町111-2					
電話番号	111-111-1111						
医療情報	☐ 人工呼吸器 ☐ 酸素ボンベ ☐ 吸引機 ☐ ストーマ ☐ カテーテル ☐ 人工透析 ☐ 経管栄養(胃ろう等) ☐ IVH ☐ インスリン						
	☐ その他 (※添付)						
近親者生活情報	登録する箇所にチェックしてください。(トイレの項目は複数回答可)						
食事の介助	☐ 必要 ☐ 不要 ☐ あり ☐ なし						
配膳 (アレルギー等)	☐ 有 ☐ 無 有の場合具体的な () ○アレルギー						
その他	☐ 一人で完結 ☐ 一部介助が必要 ☐ 全部分介が必要 ☐ オムツ使用 必要とする設備等とご意見、施設する可能性がある。 (2行まで)						
その配慮する点							
退院先希望	退院先候補に抵触する方へは、事前に施設の承諾を得ること。また付添者は施設費用の負担 (退院先希望の介護費) を認めることから、あらかじめ承諾を得ている方のみ(2行まで)						
氏名	姓 田中 源平				私との関係	隣人	
住所	〒 999-2102 〇〇市〇〇区〇〇番地23号4△△ビル402号室 (2行まで出力)			自宅電話		000-0000-0001	
氏名	姓 田中 源平				携帯電話	000-0000-0001	
住所	〒 999-2102 〇〇市〇〇区〇〇番地4514番地1 (2行まで出力)			私との関係		隣人	
				自宅電話	000-0000-0002		
				携帯電話	000-0000-0002		
福祉サービス							
事業所名	〇〇デイサービス						
所在地	〒 999-1111 沼津市〇〇区333-1 (2行まで出力)						
地区	市町村地区	町会	市町村町会	(00101)		福祉の活用	有
支援	介護支援員	訪問者	介護支援員	訪問者	〇〇〇訪問回数	1回/週	
担当医療	担当 医師	(00101) 電話番号			000-0000-0000	電話番号	000-0000-0000
特 記 事 項							
平成19年4月〜18月、難病治療のため、〇〇総合病院に入院歴あり。							

(1.2行まで出力)

- ### ① 要支援者の基本情報

- ② 緊急時の家族等の連絡先

- ### ③ 家族構成・同居状況

- #### ④ 歩行状態と使用器具

聴覚、視覚に関する状態 避難の意向

(避難所または在宅避難)

- ⑤主な病名、かかりつけ医
常服薬に関する情報

- ⑥避難生活上の配慮する事項
(食事、トイレの介助など)

- ## ⑦ 支援者情報

- ⑧ 民生委員情報等

- ⑨ 特記事項

ポイント

⑦欄の避難支援者を確保できない方が多くいます。計画をより有効にするため、要支援者が地域とつながり、避難支援者を増やす取組が大切です。

要支援者支援の取り組みについて(Q&A)

制度全般について

◆名簿の提供を受ける場合、どんな手続きが必要ですか？

⇒区と町会での協定締結、名簿管理者の届出が必要になりますので、まずは役員会で話し合い、協力いただける場合は、危機・災害対策課にご連絡ください。

◆この手引きに沿って進めないといけないのですか？

⇒この手引きは、あくまで取り組む上での参考です。不明な点や区との協定締結前に訓練を試みたい場合など、お気軽にご相談ください。

◆高齢の支援者が多く、背負って避難所に連れていくなどはできないので、どうしたらよいですか？

⇒支援には、①情報伝達、②安否確認もあります。発災時、日頃、関りがなくても、地域の若い方に協力をお願いしましょう。できることから避難支援を始めてください。

◆町会未加入者に対してはどう対応したらいいですか？

⇒町会加入の有無を問わず、支援をお願いします。要支援者への訪問をきっかけに町会加入した例もあります。

訪問時の対応

- ◆ 訪問時に、「自分のことをどうやって知ったか」と聞かれた場合、どうすればよいですか？

⇒申請したことを忘れてしまう方は少なくないので、制度の概要を説明してください。ご家族、ケアマネジャーが代理人として申請をしていることもあります。

- ◆ 訪問時、ご家族等から、訪問や見守りを拒否された場合は、どうすればよいですか？

⇒本人と家族、家族間で意見が異なる場合や町会への提供の同意を忘れてしまう方もいます。避難支援は義務ではありません。拒否された場合は、区までご連絡ください。

- ◆ 家族と同居の場合、避難支援は必要ですか？

⇒同居・近居していても、日中は独居となる、また家族のみでは支援が困難な場合があります。支援をどのような内容とするか、本人や家族に確認しましょう。

- ◆ 訪問したら、すでに特別養護老人ホームに入所していることがわかった場合、どうしたらよいですか？

⇒福祉施設に入所している方やすでに台東区にお住まいでない方は名簿登載の対象外となります。危機・災害対策課までお知らせください。

個人情報の取り扱い

◆ 名簿が見つからない場合はどうすればよいですか？

⇒身の回り等を十分に探すとともに、紛失が判明した時点で速やかに危機・災害対策課までご連絡ください。なお毎年、名簿更新時に保管場所の記入をお願いしています。

◆ 台東区から提供される名簿の情報では、不十分です。

⇒連絡先を除き、新たに要支援者の個人情報を収集する必要はありません。個別支援計画書には様々な情報が記載されていますが、支援者でない限り、本人の同意なく、計画書を確認してはいけません。支援者となる場合、見守りチームの役割もあるので、管理者にご相談ください。

◆ 要支援者が支援に不要な情報を伝えようとした場合は？

⇒平常時、要支援者とのやり取りで、避難支援に不要な情報（口座の暗証番号、貴重品の保管場所等）を伝えられそうになった場合には、制度の趣旨を説明し、お断りしてください。

◆ 民生委員用名簿から町会用にも登録を変更する場合は？

⇒民生委員用名簿にのみ登録されている要支援者が、町会への情報提供を同意した場合には、区に連絡をください。区が改めて申請書を送付し、町会の名簿への登載について同意を取ります。

避難支援をする上での配慮・留意点

要支援者は、それぞれの特性から、生活環境の変化等に対応が難しく、ストレスや体調不良の原因となります。

以下の表に、発災後の行動やコミュニケーション、在宅避難する際の助言、避難所への同行時に配慮・留意する点などを記載しましたので、ご活用ください。

全般	・個別支援計画の対象者であることを確認する。 ・介護保険証、障害者手帳、ヘルプカードなど、本人の状況がわかる書類等を持参するよう促す。 ・服用している薬及びお薬手帳を携帯するよう促す。 ・家の中の状況を確認し、家具類の転倒、落下するおそれのない家の中の安全な場所に誘導する。また、余震に備え、家の中に危険がないように落下物などを片づけ、避難所への持ち出し品の準備をする。 ・避難の支援をする者（避難支援担当、避難支援者）は、自分が誰なのか、何のために、どこへ行くのかなど、それぞれの障害に合わせた手段を用いて伝える（平易な表現・メッセージボードなど）。
----	--

要支援者を支援する際の相談窓口

地域の皆様に支援をしていただくことは、大切なことで大変重要なことです。平常時から要支援者の支援で、不安や疑問に思ったことは、お気軽に区の担当窓口にご相談、ご連絡ください。

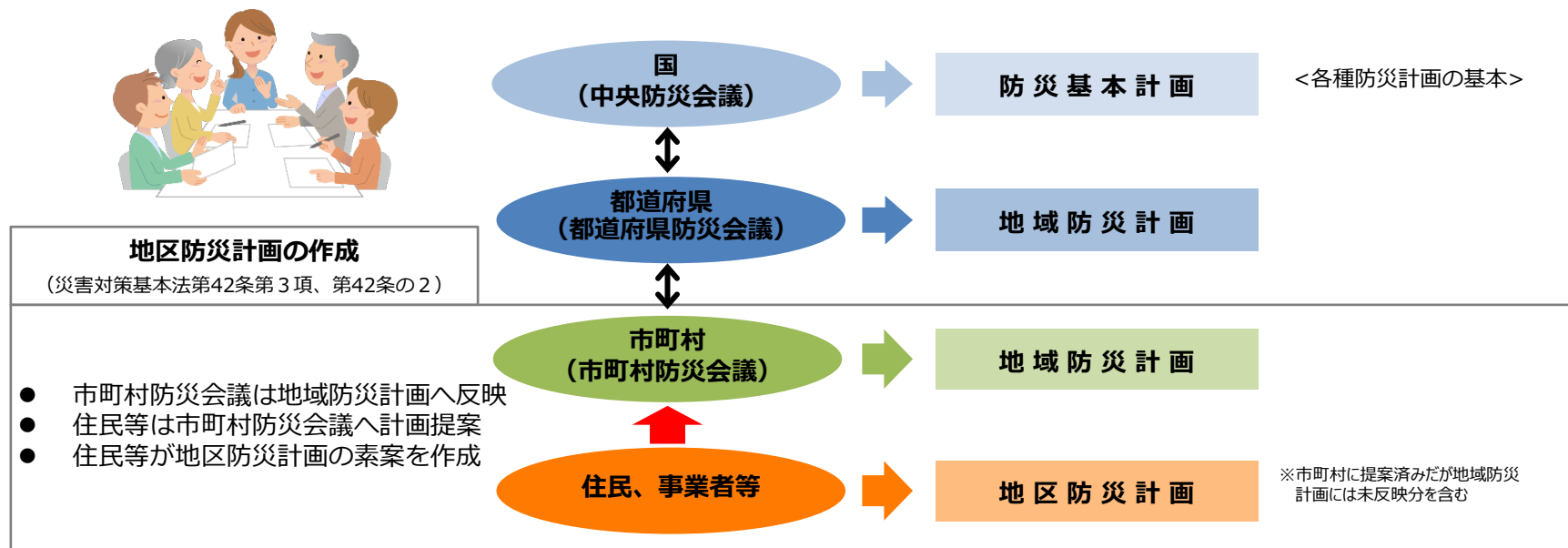
内容	担当課	連絡先
区の災害対策、避難行動 要支援者対策について	危機・災害対策課	5246 -1092
自立支援用具、住宅改修、 緊急通報システム等	高齢福祉課 総合相談・ 給付担当	5246 -1222
在宅介護等に関する 総合的な相談	高齢福祉課 総合相談・ 給付担当	5246 -1224
介護サービスに関すること	介護保険課	5246 -1249
身体・知的障害者の福祉サ ービス利用に関すること	障害福祉課	5246 -1202
精神障害者の福祉サービス 利用について/人工呼吸器 利用者について	保健予防課 精神保健担当	3847 -9405

第1章 地区防災計画の狙い②

【資料3 別紙2】

過去の災害教訓を踏まえて地区防災計画制度が法制化されました

- 東日本大震災等により、公助の限界とともに、自助・共助の重要性が広く認識されたことを受けて、住民や企業が自助・共助によって作成する地区防災計画制度が、災害対策基本法改正で創設されました（平成26年（2014年）4月施行）。
- 地区防災計画制度では、住民等が地区の防災計画の素案を策定し、市町村へ提案できる「計画提案」の仕組みを採用しています。



地区防災計画の内容の例			
① 平常時	② 災害警戒時	③ 応急対策時	④ 復旧・復興時
- 防災訓練、避難訓練、連絡体制の整備、避難路・避難所の確認 - 要配慮者の保護等地域で大切なことの整理 - 食料等の備蓄	- 情報収集・共有・伝達 - 避難判断、避難行動等 - 住民の所在、安否確認	- 率先避難、避難誘導、避難の支援 - 物資の仕分け・炊き出し - 避難所運営、在宅避難者への支援	被災者に対する地域コミュニティ全体での支援

文献 内閣府、2014、「地区防災計画ガイドライン～地域防災力の向上と地域コミュニティの活性化に向けて～（概要）」。